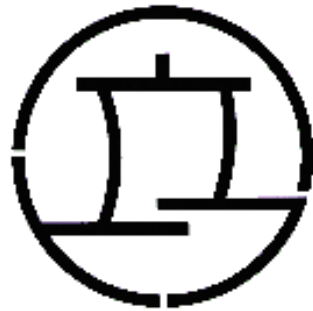


令和4年版

# 事業概要

【一般廃棄物（ごみ）関係】



枚方市環境部





## 目 次

1. 概 況	
(1) 枚方市の概況	1
(2) 枚方市の当初予算	2
(3) 環境部の概要	3
2. ごみ処理の概要	
(1) ごみ処理の現況	8
(2) ごみ処理・減量対策事業の沿革	8
(3) 一般会計決算（清掃関係）	13
(4) ごみ収集処理決算額の状況	14
(5) 塵芥処理手数料の状況	15
(6) 塵芥処理等の手数料（条例第23条関係）	16
(7) 廃棄物減量等推進審議会	17
3. ごみ収集処理事業	
(1) ごみの収集区域	18
(2) 人口及びごみ処理量の推移	18
(3) ごみ収集処理原価	19
(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容	23
(5) 収集処理フローチャート	25
(6) 月別分別収集量及び搬入量	26
(7) 年度別分別収集量及び搬入量	26
(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移	27
(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量	27
(10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率	28
(11) 年度別焼却処理量及び減量化率	28
(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要	30
(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数	30
(14) 年度別ごみ質調査	31
(15) 清掃工場発電設備における発電の状況	32
(16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果	32
4. ごみ減量・環境美化推進事業等	
(1) ごみ減量・リサイクルの取り組み	33
(2) 環境美化の取り組み	38
(3) ごみ出し支援の取り組み	38

## 目 次

5. ごみ処理施設の概要	
(1) 施設の概要	40
(2) 関係連絡先一覧	44
(3) 施設の位置図	45
6. 令和4年枚方市一般廃棄物処理実施計画	
告示文	46
表紙	
目次	
第1部 総論	
1. 目的	
2. 計画地域	
3. 計画期間	
第2部 ごみ編	
1. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量	
2. 主な取り組み	
3. 市民・事業者の責務等	
4. 収集・運搬計画	
5. 中間処理計画	
6. 最終処分計画	
7. リサイクル制度等への対応	
8. 市が処理しないごみ	
別表1 収集・運搬及び処理する事業者	
別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法	
別表3 市が処理しないごみ等	
第3部 生活排水編	
1. 一般廃棄物（生活排水）の処理計画量	
2. 主な取り組み	
3. 処理形態	
4. 収集運搬計画	
5. 中間処理計画	
6. 最終処分計画	
別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）	

## 1. 概況

### (1) 枚方市の概況

枚方市は、大阪府北東部（東経135° 39' 北緯34° 48'）に位置し、東は生駒山地を境にして京都府京田辺市と奈良県生駒市に、西は淀川を挟んで高槻市と島本町に、南は寝屋川市・交野市に、北は京都府八幡市の7市町に接しています。市域は東西が約12km、南北が約9 kmあり、形状は北を頂点とした三角形状で、面積は65.12km<sup>2</sup>です。

人口は、市制施行の昭和22年8月には約4万人でしたが、本市域には、京阪本線・京阪交野線、JR学研都市線の3つの鉄道路線が走っており、大阪、京都の都市部からそれぞれ約20kmとほど近く、両都市をつなぐ国道1号が市域中心部を南北に貫くなど、交通の要衝地にあることから、平成26年4月には人口約40万人の中核市へと移行するなど、京阪地域のベッドタウンとして発展してきました。



(2) 枚方市の当初予算（令和4年度）

① 歳 入

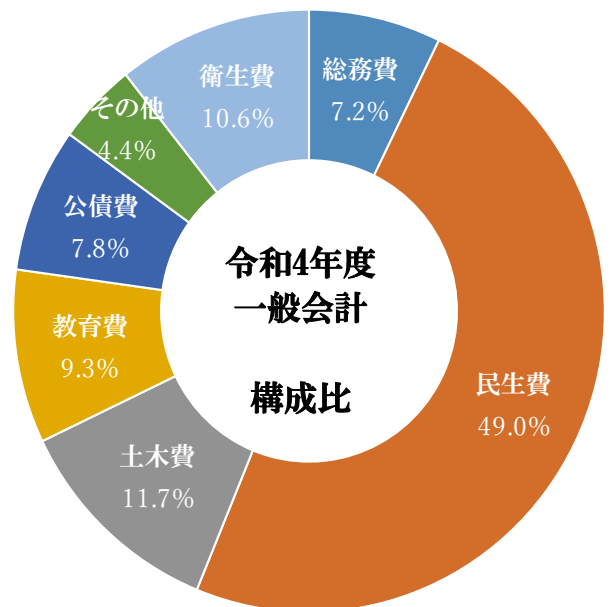
(単位：千円)

科目	予算額
市税	56,097,241
国府支出金	49,874,728
諸収入	1,820,212
市債	12,160,100
その他	29,047,719
合計	149,000,000

② 歳 出

(単位：千円)

科目	予算額		
総務費	10,787,212		
民生費	72,938,342		
土木費	17,427,682		
教育費	13,882,938		
公債費	11,574,968		
その他	6,528,876		
衛生費	15,859,982		
内	保健衛生費	8,477,240	
	清掃費	7,382,742	
内	内	塵芥処理費	6,856,744
	内	し尿処理費	525,998
合計	149,000,000		



### (3) 環境部の概要

#### ①環境部事務分掌

(令和4年度 事務概要・抜粋)

環境政策課	
	環境に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	上下水道局との連絡調整（水道事業に係るものに限る。）に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	自然環境の保全に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	地球温暖化防止対策に関すること。
	まちの美化に係る普及・啓発、指導等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	鳥獣の捕獲許可等に関すること。
	規格葬儀に関すること。
	市立火葬場に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	部の職員の福利厚生に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
	環境審議会及び環境紛争調整委員に関すること。
循環型社会推進室 循環型社会推進課	
	循環型社会の推進に係る施策の企画、立案、調整及び総括に関すること。
	部の職員の安全衛生及び公務災害の事務処理の総括に関すること。
	ごみ（一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）に限る。）の処理手数料及び当該処理手数料に係る証紙に関すること。
	ごみ処理の広域連携に係る総合調整に関すること。
	北河内4市リサイクル施設組合に関すること。
	室の職員の福利厚生に係る調整に関すること。
	室の施設の周辺整備に係る調整に関すること。
	枚方京田辺環境施設組合に関すること。
	廃棄物減量等推進審議会に関すること。
循環型社会推進室 ごみ減量推進課	
	家庭系ごみの減量施策、資源化及び適正処理の推進に関すること。
	ごみの収集・運搬（委託して実施するものに限る。）に関すること。
	ごみ減量推進課、家庭ごみ業務第1課及び家庭ごみ業務第2課で使用する公用車の管理に関すること。
	ごみ減量推進課、家庭ごみ業務第1課及び家庭ごみ業務第2課の会計年度任用職員の任免及び給与等に関すること。
	粗大ごみ及び臨時ごみの収集及び持込みに係る予約の受付に関すること。
	不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。
	廃棄物減量等推進員に関すること。
循環型社会推進室 家庭ごみ業務第1課	
	家庭系ごみの適正処理の推進に関すること。
	ごみ（一般ごみ、粗大ごみ及び古紙を除く。）の収集・運搬作業に関すること。
	不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。
	ふれあいサポート収集及び大型ごみ持出しサポート収集に関すること。
循環型社会推進室 家庭ごみ業務第2課	
	家庭系ごみの適正処理の推進に関すること。
	ごみ（一般ごみ、粗大ごみ及び古紙に限る。）の収集・運搬作業に関すること。



	不法に投棄されたごみ（ごみの収集場所に投棄されたものに限る。）の収集に関すること。 資源ごみ等の持ち去り行為防止対策に関すること。
循環型社会推進室 穂谷川資源循環センター	
	部の施設の改良及び維持管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。 一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）の処分に関すること。 資源ごみ等のリサイクル処理に関すること。 ごみ処理施設の公害防止に関すること。 持込みごみの受入れ及び指導に関すること。 ごみの計量記録に関すること。
循環型社会推進室 東部資源循環センター	
	東部清掃工場の改良及び維持管理に関すること。 一般廃棄物（し尿及び汚泥を除く。）の処分に関すること。 資源ごみ等のリサイクル処理に関すること。 ごみ処理施設の公害防止に関すること。 一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。 ごみの計量記録に関すること。 東部清掃工場周辺地域との連絡調整に関すること。 最終処分場の維持管理に関すること。
循環型社会推進室 希釈放流センター	
	課の施設の新設、改良及び維持管理に関すること。 一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥に係るものに限る。）及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。 一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業者のし尿及び汚泥の受入れ及び指導に関すること。 し尿の収集及び運搬作業並びに処理に関すること。 不法に投棄されたし尿の処理に関すること。 し尿の処理の申込み並びにし尿及び汚泥の処理手数料に関すること。 し尿及び汚泥の処理及び処理量の計量記録に関すること。 公衆便所に関すること。
環境指導課	
	公害防止に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。 光化学スモッグの発生時の対策及び被害者の救済に関すること。 公害関係法令に基づく規制、監視、指導及び検査に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出及び通知の受付に関すること。 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく届出等に関すること。 枚方市ペット霊園の設置等に関する条例（平成 30 年枚方市条例第 3 号）に基づく許可等に関すること。 枚方市土砂埋め立て等の規制に関する条例（平成 30 年枚方市条例第 28 号）に基づく許可等に関すること。 環境影響評価に関すること。 一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥に係るものを除く。）の許可及び指導並びに一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。 不法に投棄されたごみの適正処理の指導及び関係機関との連絡調整に関すること。 産業廃棄物の適正処理に係る許可及び指導等に関すること。

一般旅館、ラブホテル及びぱちんこ遊技場の建築規制に関すること。
環境影響評価審査会及び風俗営業等審査会に関すること。

②環境部組織及び職員数

(令和4年4月1日現在)

環境部 (246人)	環境政策課 (18人)	総務グループ
		計画グループ
		保全グループ
	循環型社会推進室 循環型社会推進課 (7人)	地域整備グループ
		廃棄物対策グループ
	循環型社会推進室 ごみ減量推進課 (33人)	総務開発グループ
		減量推進グループ
		編成グループ
		委託管理グループ
	循環型社会推進室 家庭ごみ業務第1課 (58人)	特別グループ
		資源グループ
	循環型社会推進室 家庭ごみ業務第2課 (53人)	業務第1グループ
		業務第2グループ
	循環型社会推進室 穂谷川資源循環センター (28人)	総務グループ
		施設管理グループ
		資源再生グループ
		管理計画グループ
循環型社会推進室 東部資源循環センター (13人)	施設管理グループ	
	総務運営グループ	
環境型社会推進室 希釈放流センター (20人)	総務管理グループ	
	業務グループ	
環境指導課 (16人)	相談監視グループ	
	事業所指導グループ	

ただし、循環型社会推進課からの派遣職員7人を除く。

③環境部職員配置状況

(令和4年4月1日現在)

1) 補職別職員配置状況

所属 職名	環境政策課	循環型社会推進室							環境指導課	合計
		循環型社会 推進課	ごみ減量 推進課	家庭ごみ業務 第1課	家庭ごみ業務 第2課	穂谷川資源 循環センター	東部資源循環 センター	希釈放流 センター		
部長	1									1
参事	1 (参事兼次長兼室長)									1 (参事兼次長兼室長)
次長	※2 (※内1 参事兼次長兼室長)									※2 (※内1 参事兼次長兼室長)
室長		※1 (参事兼次長兼室長)								※1 (参事兼次長兼室長)
課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
主幹										
課長代理	3	2	4	2	2	4	2	2	2	23
副主幹						1	1			2
係長	4	1	12	2	3	5	6	3	5	43
監督			9	5	6	7		4		31
主任	5	2	3			1	2		3	16
班長				34	20	5		5		64
副班長				5	6					11
事務職員	2	1							1	4
技術職員								1	2	3
会計年度 任用職員			2	5	6				1	14
再任用職員			2	4	9	4	1	4	1	23
合計	18	7	33	58	53	28	13	20	16	246

注) 再任用職員…管理職(副主幹以上)は各職名欄に含め、それ以外は再任用職員欄に記載。

2) 職種・部門別職員配置状況

所属 職種・部門	環境政策課	循環型社会推進室							環境指導課	合計
		循環型社会 推進課	ごみ減量 推進課	家庭ごみ 業務第1課	家庭ごみ 業務第2課	穂谷川資源 循環センター	東部資源循環 センター	希釈放流 センター		
一般職	18	7	24	5	6	19	13	6	16	114
技能 職	収集運搬		9	53	47			9		118
	中間処理					9		5		14
合計	18	7	33	58	53	28	13	20	16	246

(注) 職員配置は、「一般廃棄物処理事業実態調査」の区分基準による

④車両の保有台数

(令和4年4月1日現在)

車種	積載量	保有台数									
		環境政策課	循環型社会推進室							環境指導課	合計
			循環型社会推進課	ごみ減量推進課	家庭ごみ業務第1課	家庭ごみ業務第2課	穂谷川資源循環センター	東部資源循環センター	希釈放流センター		
塵芥収集車	2 t			7	6	5	1				19
	3.5 t			3	3	9	1				16
普通貨物車				2	11		2				15
小型貨物車		1		1	2	2	1	2	1		10
乗用車		2	1	1						1	5
バキューム車							1	1	5		7
軽貨物車		1	1	1					1	2	6
軽乗用車				2			2	2	2		8
軽ダンプ				3	1	1					5
特殊車両							3	1	1		5
合計		4	2	20	23	17	11	6	10	3	96

## 2. ごみ処理の概要

### (1) ごみ処理の現況

国においては、廃棄物の排出抑制や再利用など資源循環型の社会をめざして平成3年にリサイクル法を施行するとともに廃棄物処理法の改正が行われ、平成12年には発生抑制、再使用、再生利用を廃棄物処理の基本とする「循環型社会形成推進基本法」をはじめとしたリサイクル関連法等の制定や、既存法令の改正など一連の法体系の整備が行われるなど、廃棄物の処理に係る取り組みが一層強化されました。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」の施行（平成25年4月）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正（平成28年1月）、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成30年6月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）など、市町村には地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

ごみの総排出量は、平成7年度を境に減少傾向となりましたが、平成23年度ごろからはほぼ横ばい状態で推移しているため、ごみの発生抑制を最優先とした4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を更に積極的に展開していくことが求められ、平成28年3月に、令和7年度を最終目標年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

令和4年3月には、一般廃棄物処理の管理を一体的に進めるため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「第2次生活排水処理基本計画（改訂版）」を一本化し、「一般廃棄物処理基本計画」として改定しました。

穂谷川清掃工場第3プラントの後継となる新たなごみ処理施設については、平成28年3月に「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」を策定後、同年5月に枚方市及び京田辺市で一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合」を設立し、組合が整備する可燃ごみ広域処理施設として、令和7年度の稼働・運営に向けて取り組んでいるところです。

### (2) ごみ処理・減量対策事業の沿革

時 期	内 容
昭和23年 9月	市営による家庭ごみ収集開始
昭和38年 7月	穂谷川清掃工場（40t/日）完成
昭和43年 3月	穂谷川清掃工場に第1プラント（150t/日）増設
昭和45年10月	家庭ごみの手数料無料化
昭和48年 5月	第2プラント（300t/日：150t×2基）増設 これに伴い定曜日（一般生活ごみ週2回、粗大ごみ月1回収集）収集開始
昭和49年 4月	びん・ガラスの分別収集開始
昭和54年 4月	小学校空き缶リサイクル試行開始
〃	一般廃棄物処理業者（収集運搬）7社を許可
昭和55年 4月	粗大ごみ処理施設（75t/5h）完成 これに伴い粗大ごみの月2回収集開始
昭和58年 1月	粗大ごみを「粗ごみ」と「大型ごみ」に分類した収集を開始
昭和58年度	クリーン枚方実行委員会を設立し、毎年5月（平成3年からは9月）の日曜日に「ごみゼロデー」を実施
昭和60年 3月	最終処分場完成

昭和62年 7月	リサイクルモデル地区（排出源高度細分別収集方式）を500世帯で開始以降、順次拡大し最大で37,000世帯（市内4分の1の世帯）で実施
昭和63年 3月	第3プラント（200t/日）完成 第1プラント廃止
平成2年 4月	小学校での空き缶回収事業開始（平成12年度末で終了）
平成4年 7月	コンポスト容器の市民モニター制度による生ごみ堆肥化事業開始
平成5年度	市内全小学校（48校）、全幼稚園（16園）に大型コンポスト容器を配布
平成6年 7月	再生資源集団回収報償金交付制度を開始
10月	リサイクル情報紙「あげます・ください」を発行（平成15年度からHPに掲載）
12月	一般廃棄物処理業者（収集運搬）1社を許可
平成7年 2月	枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置
平成7年度	EMによる生ごみ堆肥化モニター制度を開始（コンポスト容器は貸与制度に変更）
平成8年 6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画策定
平成9年10月	リサイクルフェア'97大阪in枚方を開催
平成10年 3月	ペットボトル拠点回収開始（平成20年1月末で終了）
4月	収集職員が市民とのパイプ役を担うことを目的として「ごみ減量相談員」を設置
10月	ごみ袋の透明・白色半透明化実施（事業系ごみも並行）
〃	資源循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
平成11年 3月	粗大ごみの電話予約戸別収集開始（粗大ごみステーション廃止）
〃	廃棄物減量等推進員の選任
6月	「焼却ごみ半減（平成9年度基準）」を市長公約で表明
〃	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第2期）策定
7月	一般廃棄物再生利用業者5社を指定
9月	家庭用生ごみ処理機購入費助成制度を開始（平成22年3月末で廃止）
平成12・13年度	第2・3プラントについてダイオキシン類対策のための燃焼ガス減温対策工事を実施
平成12年 4月	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（氷室台自治会）
〃	事業系ごみ処理手数料の改定（21円/10kg ⇒ 35円/10kg）
7月	生ごみ堆肥化講習会の不定期実施開始
9月	容器包装リサイクル法に対応して、空き缶の全市分別収集開始
平成13年 7月	プラスチックごみ資源化モニター事業開始（平成20年1月末で終了）
9月	リサイクル工房開設（サプリ村野）
平成14年 3月	リサイクルモデル地区を廃止
平成14年 4月	大型ごみの有料化実施
〃	枚方市証紙条例施行
〃	事業系ごみ処理手数料の減免措置の廃止（50円/10kg※平成17年4月から60円/10kg）
〃	全市統一の資源物（空き缶、びん・ガラス類）収集の実施（民間委託）

平成 14 年 4 月	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（コマツ団地自治会）
6 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 3 期）策定
8 月	同年 2 月に実施した「台所ごみの水切り強化月間」を 8 月に定例化
10 月	穂谷川清掃工場において「ごみ減量フェア」を開催（以降年次事業）
平成 15 年 3 月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
4 月	「今日から始めるスマートライフ」を全戸配布
〃	一般ごみ収集の一部を民間委託開始
10 月	レジ袋削減キャンペーンを消費生活センターと共同で実施（以降年次事業）
平成 16 年 4 月	空き缶、びん・ガラス類の資源物の月 2 回同時収集を実施
〃	収集に加えてごみ減量啓発等を業務として行う「環境推進班」を設置
6 月	北河内 4 市リサイクル施設組合設立
7 月	市職員を対象とした「スマートライフ研修」の開始
9 月	多量排出事業者減量指導事業の実施に合わせて説明会を開催
〃	ふれあいサポート収集を開始
11 月	一般廃棄物再生利用業者 1 社を指定
平成 17 年 3 月	粗大ごみ室内貯留施設（粗大ごみ置き場）の完成
6 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 4 期）策定
平成 18 年 1 月	一般廃棄物再生利用業者 1 社を指定
3 月	北河内 4 市地域循環型社会形成推進地域計画策定
6 月	「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布
平成 19 年 3 月	一般廃棄物再生利用業者 1 社を指定
6 月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第 5 期）策定
平成 20 年 2 月	ペットボトル・プラスチック製容器包装の全市分別収集の実施
〃	北河内 4 市リサイクルプラザ（かざぐるま）の本格稼働
〃	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （寝屋川市、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合）
平成 20 年 4 月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （守口市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市 清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内 4 市リサイクル組合）
12 月	枚方市東部清掃工場（焼却炉：120t/日×2 基、熔融炉：24t/日×2 基）の本格稼働
〃	穂谷川清掃工場第 2 プラントを休止
平成 21 年 6 月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）策定
9 月	多量排出事業者減量指導の対象事業所を月平均 3 t から 2.5 t へ拡大
10 月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結（京田辺市）
11 月	東部清掃工場において「氷室ふれあい里の駅/施設見学会」を開催（以降年次事業）
平成 22 年 3 月	北河内 4 市地域循環型社会形成推進地域計画策定

平成22年 6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第6期）策定
平成23年 3月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結（高槻市）
5月	ごみに関する市民の意識調査のため、市政モニターアンケートを実施
平成24年 3月	ごみ減量の取り組みや市民活動への支援のため「枚方市スマートライフ推進基金」を創設
9月	穂谷川清掃工場第2プラントを解体
平成25年 1月	「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正により、市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定
2月	スマートライフシンポジウム2013を開催
3月	ごみ収集車への有料ラッピング広告事業を開始
4月	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設（39t/5h）が稼働
〃	穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設を休止
〃	穂谷川清掃工場内に溶融スラグを保管するストックヤードを開設
〃	穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を開設
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第7期）策定
10月	事業系ごみ処理手数料の改定（60円/10kg⇒90円/10kg ※平成25年10月1日から平成27年12月31日までは75円/10kgとする）
平成26年 4月	中核市移行に伴い、産業廃棄物等に係る事務が大阪府から移管（環境保全部 産業廃棄物指導課を新設）
〃	粗大ごみインターネット受付を開始
7月	使用済小型家電リサイクル実証事業を開始
12月	京田辺市と可燃ごみ広域処理（穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市甘南備園焼却施設の後継施設）について基本合意
〃	ごみ処理施設整備基本構想策定
平成27年 1月	北河内4市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画策定
7月	枚方市ごみ減量メールマガジンの配信開始
〃	枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置
平成28年 3月	枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
〃	可燃ごみ広域処理施設整備基本計画策定
4月	機構改革に伴い環境部を新設（環境保全部と環境事業部を統合）
〃	大型ごみ持出しサポート収集を開始
〃	使用済小型家電リサイクル事業の本格実施
平成28年 5月	総務大臣より、一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合」の設立許可（平成28年7月1日より、組合での事務開始）
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第8期）策定
平成29年 3月	東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画策定
7月	食品ロス削減事業「食べのこサンデー」運動開始
平成30年 4月	水銀使用廃製品の分別拠点回収を開始



平成30年 4月	「持込みごみ」及び「臨時ごみ」に含まれるリサイクル可能な布団のリサイクル開始
12月	ごみ分別アプリの配信開始
令和元年 6月	古紙の行政分別回収開始
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第9期）策定
10月	枚方市災害廃棄物処理計画策定
12月	枚方・寝屋川・四條畷・交野・京田辺地域循環型社会形成推進地域計画策定
令和2年 3月	東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画改定
令和3年12月	一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定（奈良市）
令和4年 3月	枚方市一般廃棄物処理基本計画改定（生活排水処理基本計画と統合）
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第10期）策定

(3) 一般会計決算（清掃関係）

① 歳 入

(単位：円)

年度	一般会計決算額	衛生使用料	衛生手数料	衛生費 国庫補助金	総務費 府補助金	利子及び 配当金	衛生関係 寄附金	基金繰入金	雑入	衛生債
H29	135,855,069,586	12,840,687	332,673,400	-	-	10,890	2,434,909	2,280,100	350,633,082	425,200,000
H30	135,710,111,809	12,552,960	327,627,600	16,055,000	-	5,486	820,330	2,381,000	341,597,323	425,200,000
R元	138,121,502,164	12,349,057	325,532,500	-	12,600,000	7,384	2,077,497	701,600	312,947,245	237,100,000
R02	193,093,965,879	11,177,616	298,309,930	-	-	6,977	1,020,092	167,000	306,031,507	232,300,000
R03	166,781,527,671	2,618,800	294,916,100	1,968,000	2,200,000	3,274	1,199,784	-	359,090,712	3,500,000

② 歳 出

(単位：円)

年度	一般会計決算額	衛生費	構成比	(衛生費内訳)			
				保健衛生費	構成比	清掃費	構成比
H29	134,156,492,651	11,532,221,566	8.6%	5,565,784,183	4.2%	5,966,437,383	4.4%
H30	133,418,264,945	11,562,493,464	8.7%	5,553,492,140	4.2%	6,009,001,324	4.5%
R元	135,607,232,294	11,022,786,314	8.1%	5,449,291,539	4.0%	5,573,494,775	4.1%
R02	189,611,119,320	12,488,709,313	6.6%	6,529,300,440	3.5%	5,959,408,873	3.1%
R03	162,742,356,394	17,412,556,861	10.7%	11,610,306,075	7.1%	5,802,250,786	3.6%

(単位：円)

年度	(清掃費内訳)			
	塵芥処理費	構成比	し尿処理費	構成比
H29	5,284,566,565	3.9%	681,870,818	0.5%
H30	5,587,888,110	4.2%	421,113,214	0.3%
R元	5,234,788,021	3.9%	338,706,754	0.2%
R02	5,625,845,683	3.0%	333,563,190	0.1%
R03	5,498,231,958	3.4%	304,018,828	0.2%

#### (4) ごみ収集処理決算額の状況

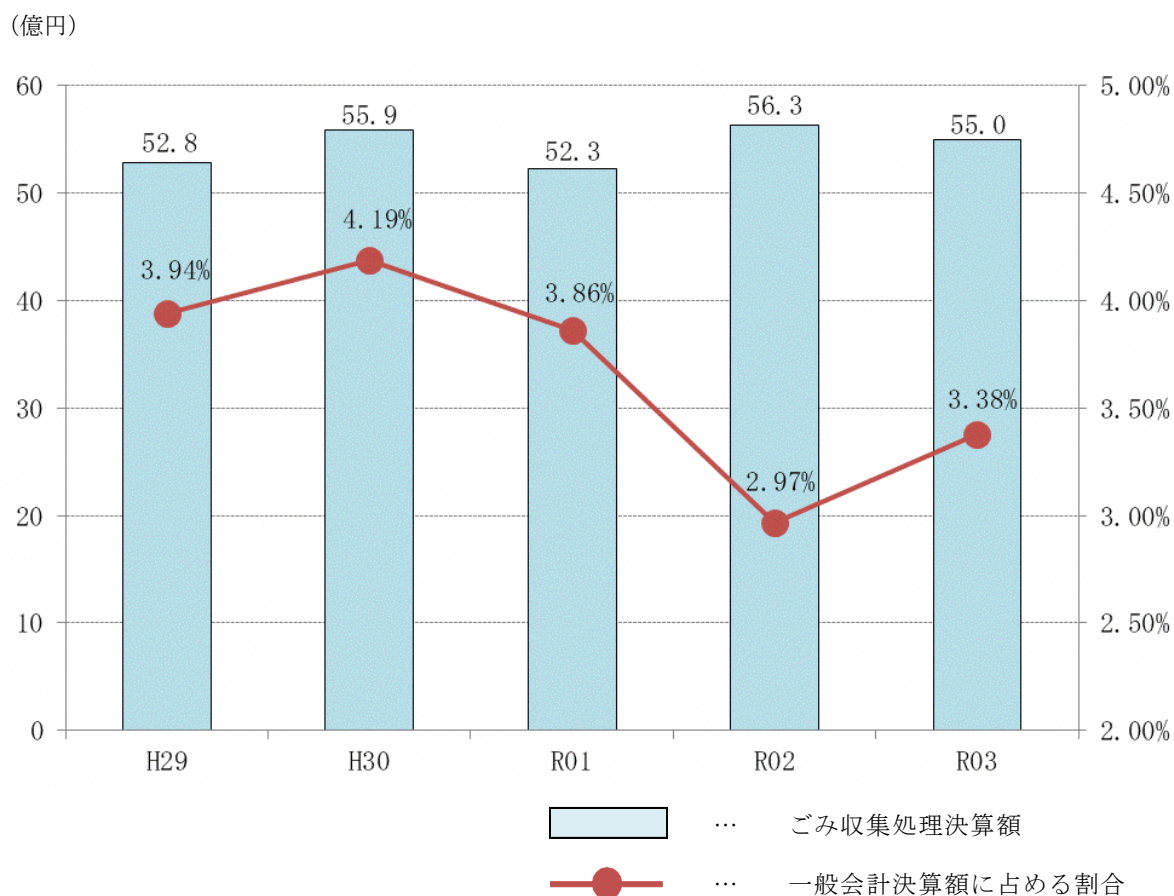
##### ① 過去5年間の推移

(単位：円)

年度	ごみ収集処理決算額 (A)	一般会計決算額 (B)	(A)/(B)×100
H29	5,284,237,861	134,156,492,651	3.94%
H30	5,587,458,778	133,418,264,945	4.19%
R元	5,234,522,946	135,607,232,294	3.86%
R02	5,625,538,783	189,611,119,320	2.97%
R03	5,498,004,358	162,742,356,394	3.38%

(注) ごみ収集処理決算額は、塵芥処理費から環境部の決算額を抜き出したもの  
 ごみ収集処理決算額 = 塵芥処理費 - 不法投棄対策関連事業費

一般会計決算額に占めるごみ収集処理決算額の推移



※令和2年度の「一般会計決算額に占める割合」の低下は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業などにより一般会計の決算総額が臨時的に増加したことによるもの。

② 費目別内訳

(単位：円)

費目	令和2年度	令和3年度	対前年度 増減額
報酬	29,761,988	29,954,900	192,912
給料	808,801,645	786,045,563	▲ 22,756,082
職員手当	558,297,526	525,441,626	▲ 32,855,900
共済費	312,262,086	292,236,844	▲ 20,025,242
報償金	47,383,300	44,751,700	▲ 2,631,600
旅費	709,205	735,876	26,671
需用費	373,345,103	396,849,812	23,504,709
役務費	17,829,996	16,102,665	▲ 1,727,331
委託料	1,776,142,623	1,881,783,846	105,641,223
使用料及び賃借料	9,517,676	9,497,928	▲ 19,748
工事請負費	1,360,288,420	981,152,000	▲ 379,136,420
原材料費	381,632	707,082	325,450
公有財産購入費	0	232,692,269	232,692,269
備品購入費	49,969,547	2,994,123	▲ 46,975,424
負担金補助及び交付金	266,546,104	264,358,211	▲ 2,187,893
補償補填及び賠償金	3,630	44,444	40,814
償還金利子及び割引料	31,140	66,930	35,790
積立金	14,267,162	32,588,539	18,321,377
合計 (ごみ収集処理決算額)	5,625,538,783	5,498,004,358	▲ 127,534,425

(5) 塵芥処理手数料の状況

(単位：円)

年度	調定額	収入額
H29	332,672,400	332,672,400
H30	327,439,000	327,439,000
R元	325,529,500	325,529,500
R02	298,309,930	298,309,930
R03	294,914,600	294,914,600

(6) 塵芥処理等の手数料 (条例第23条関係)

(令和4年4月1日現在)

種類	名称		取扱区分		単位	金額 (円)
動物の死体	動物処理手数料		動物の死体の収集及び運搬		1体	1,200
ごみ等	大型ごみ処理手数料		家庭生活に伴って生じた大型ごみの収集、運搬及び処分		1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
	臨時ごみ処理手数料	基本手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみの臨時処理		申込み 1回	1,200
		区分手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみのうち、大型ごみ処理手数料及び持込みごみ処理手数料が適用されるものの以外のものの収集、運搬及び処分	粗ごみ	5点	300
	大型ごみ	1点		大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額		
	持込みごみ処理手数料	市長が指定する場所に搬入したごみ等の処分	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみで、自らが持ち込んだもの	粗ごみ	5点	300
				大型ごみ	1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
許可を受けた者が持ち込んだごみ等				10キログラム	90	

備考

- 1 世帯及び数量の認定は、市長が別に定めるところによる。
- 2 この表における手数料の算定において、5点及び10キログラムに満たない数量はそれぞれ5点及び10キログラムとみなす。
- 3 この表における持込ごみ処理手数料の算定において、その全額が100円に満たないときはこれを100円とし、100円を超える額について100円未満の端数があるときは当該端数の額を切り上げる。
- 4 この表において「ごみ等」とは一般廃棄物のうち、し尿、合併浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及び動物の死体以外のものをいう。
- 5 この表において「大型ごみ」とは、ごみ等のうち家具類その他市長が規則で定めるものを、「粗ごみ」とは、ごみ等のうち大型ごみに該当しないもので、かつ、市長が別に定めるもの以外のものをいう。
- 6 大型ごみ及び粗ごみの排出方法は、市長が別に定めるところによる。
- 7 この表における大型ごみ処理手数料は、次のいずれにも該当する場合について適用する。
  - (1) 1回に排出する大型ごみの点数が6点以内であるとき。
  - (2) 1月における大型ごみの排出が1回を超えていないとき。
- 8 この表における臨時ごみ処理手数料のうち粗ごみにかかる手数料は、1月につき1回を超え、又は1回につき6点を超えて粗ごみを排出する場合について適用する。
- 9 この表において「許可を受けた者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者のうち、浄化槽法第35条第1項の許可を併せて受けていない者をいう。

## (7) 廃棄物減量等推進審議会

平成6年度から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項や廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議しています。

令和3年度	審議内容
第1回 (6月30日)	○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（諮問） ○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて ○令和2年度までの枚方市生活排水処理の進捗について
第2回 (8月17日)	○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて
第3回 (9月29日)	○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて ○第2次枚方市生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて
第4回 (10月27日)	○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び第2次生活排水処理基本計画（改訂版）の見直しについて
第5回 (3月10日)	○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における取り組みについて ○令和4年度一般廃棄物処理実施計画（案）について ○事業系ごみ処理手数料について

### 3. ごみ収集処理事業

#### (1) ごみの収集区域

(令和3年10月1日現在)

区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)
行政区域	65.12	397,917	183,022
収集計画区域	65.12	397,917	183,022

※環境省の実態調査の基準日に合わせて、10月1日現在としています。

#### (2) 人口及びごみ処理量の推移

年度	当該年度10月1日 現在の人口 (人)	当該年度10月1日 現在の世帯数(世帯)	ごみ処理量 (t)	世帯当たりの 構成人数 世帯員数 (人)
H28	405,246	177,752	108,801.20 (資源ごみ9,107.33含む)	2.28
H29	404,324	178,905	106,799.31 (資源ごみ9,337.16含む)	2.26
H30	403,063	180,059	107,042.66 (資源ごみ9,521.73含む)	2.24
R元	401,559	181,204	105,533.68 (資源ごみ9,765.12含む)	2.22
R02	399,928	182,162	102,897.17 (資源ごみ10,314.91含む)	2.22
R03	397,917	183,022	102,145.35 (資源ごみ10,399.25含む)	2.17
R07 【目標値】 (注1)	393,321	189,097	101,880.78 (資源ごみ10,987.91含む)	2.08 (注2)

(注1) 令和7年度【目標値】については、本市の基本計画において掲げる計画目標値を示している。(以降の表についても同様の目標値を示している。)

(注2) 世帯数については、基本計画の人口推定値を基に、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別平均世帯人員の令和7年度推計値を用いて算出している。

### (3) ごみ収集処理原価

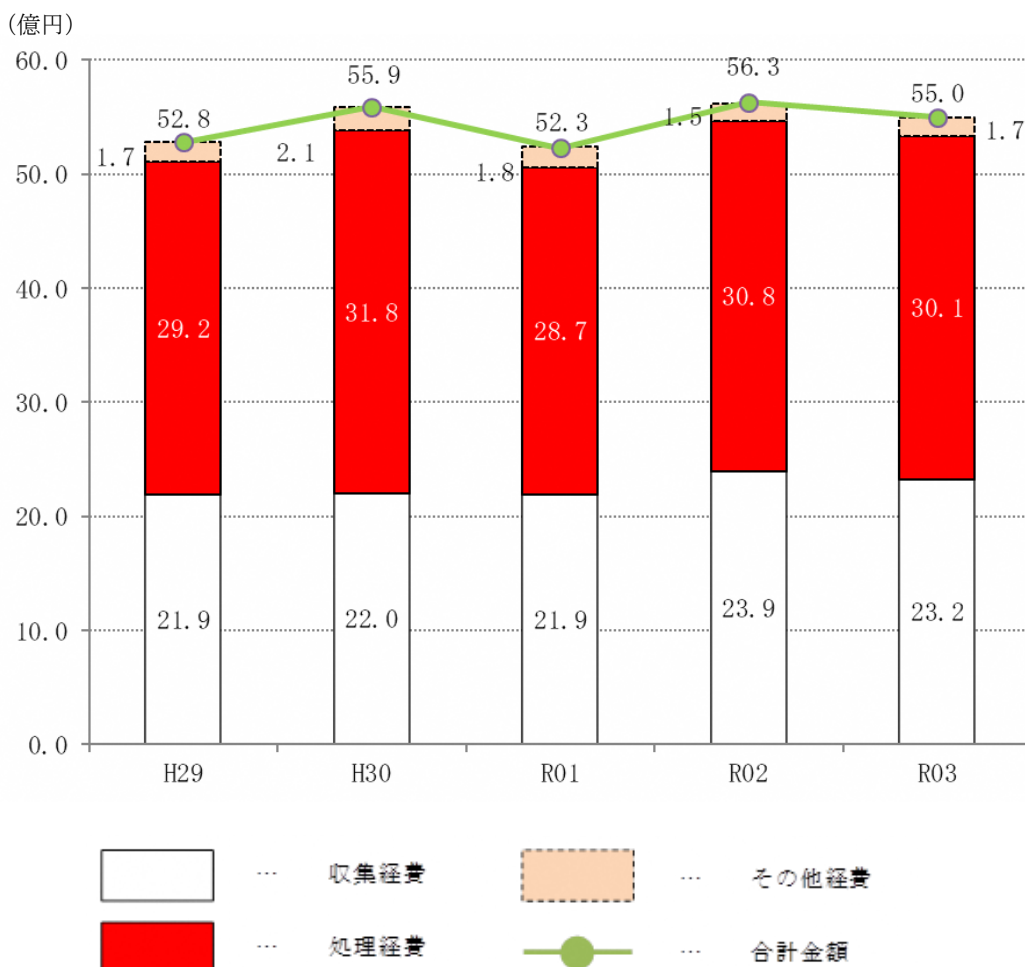
#### ① ごみ収集処理費の部門別経費

(単位：円)

年度	収集経費	処理経費	その他経費	合計 (ごみ収集処理費)
H29	2,190,389,920	2,924,472,098	169,375,843	5,284,237,861
H30	2,199,973,357	3,179,305,508	208,179,913	5,587,458,778
R元	2,190,564,742	2,866,192,671	177,765,533	5,234,522,946
R02	2,390,988,387	3,079,690,106	154,860,290	5,625,538,783
R03	2,320,405,826	3,011,182,790	166,415,742	5,498,004,358

(注) ごみ収集処理費は、塵芥処理費から環境部の決算額を抜き出したもの  
 収集経費は、ごみの収集・運搬に係る経費。  
 処理経費は、ごみの中間処理・最終処分に係る経費  
 その他経費は、啓発活動など直接収集（処理）に係る経費以外の経費

ごみ収集経費の部門別経費の推移





② 年度別収集・処理原価（1 t 当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

（単位：t）

年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)
H29	30,245	27,383	57,628
H30	30,015	29,701	59,716
R元	30,134	27,159	57,293
R02	32,508	29,930	62,437
R03	31,891	29,479	61,370

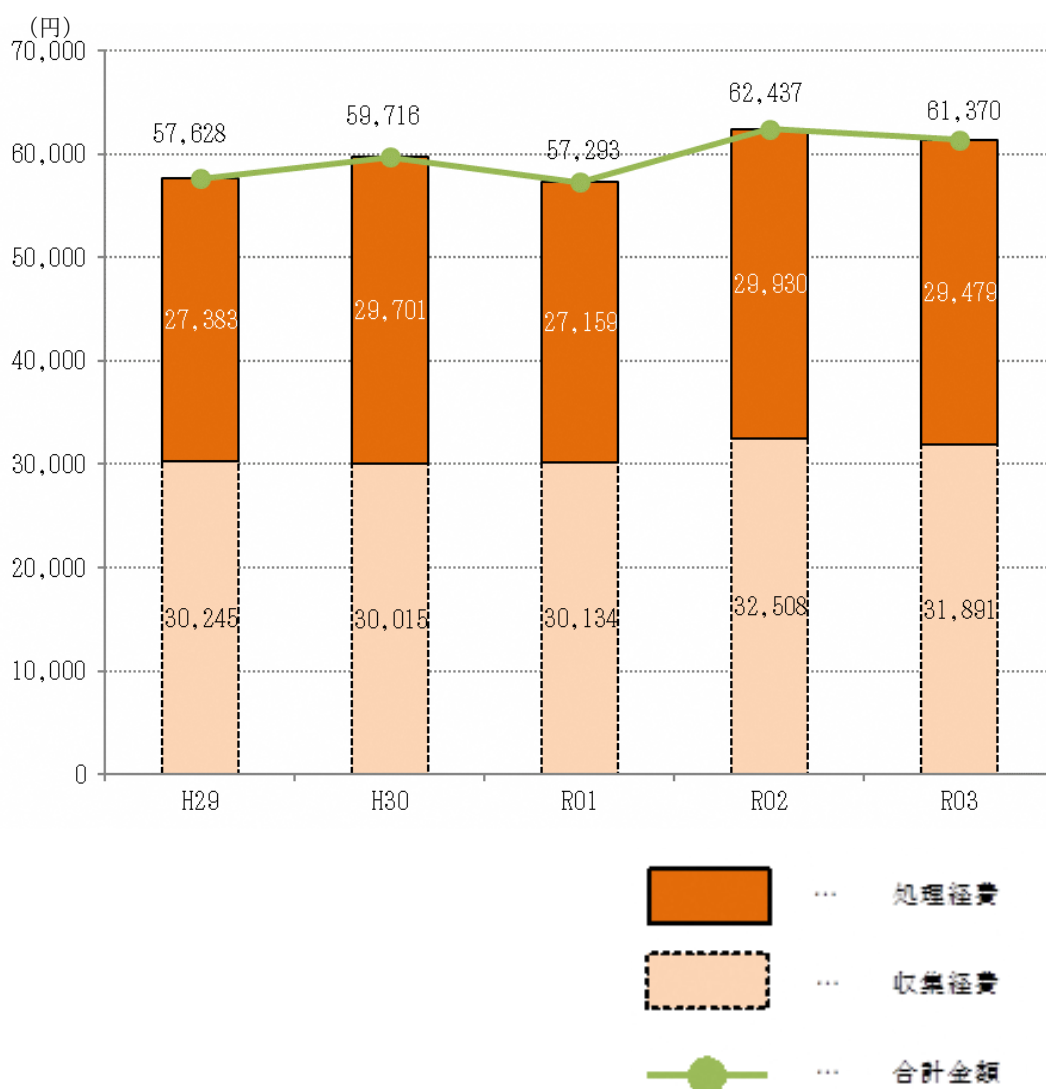
ごみ収集量	ごみ処理量
72,421.37	106,799.31
73,296.49	107,042.66
72,693.45	105,533.68
73,551.61	102,897.17
72,761.38	102,145.35

（注） 収集（処理）経費（1 t 当たり） = 収集（処理）部門費 ÷ ごみ収集（処理）量

ごみ収集量は、ごみ処理量のうち、直接搬入量を除いた数値。

収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1 t 当たり）の推移



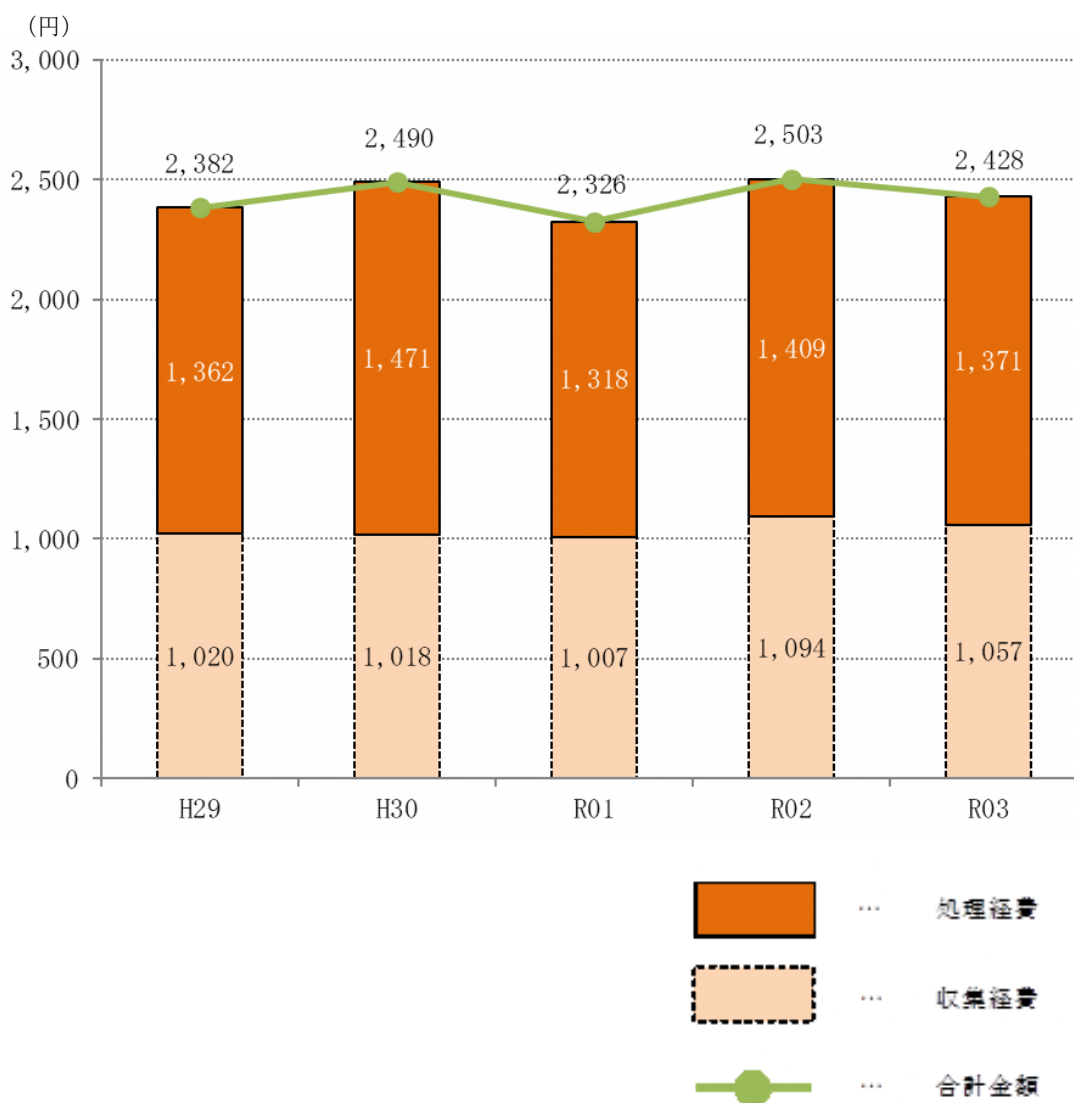
③ 年度別収集・処理原価（1世帯1月当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)	世帯数 (世帯)
H29	1,020	1,362	2,382	178,905
H30	1,018	1,471	2,490	180,059
R元	1,007	1,318	2,326	181,204
R02	1,094	1,409	2,503	182,162
R03	1,057	1,371	2,428	183,022

（注） 収集（処理）経費（1世帯1月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 世帯数 ÷ 12箇月  
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1世帯1月当たり）の推移



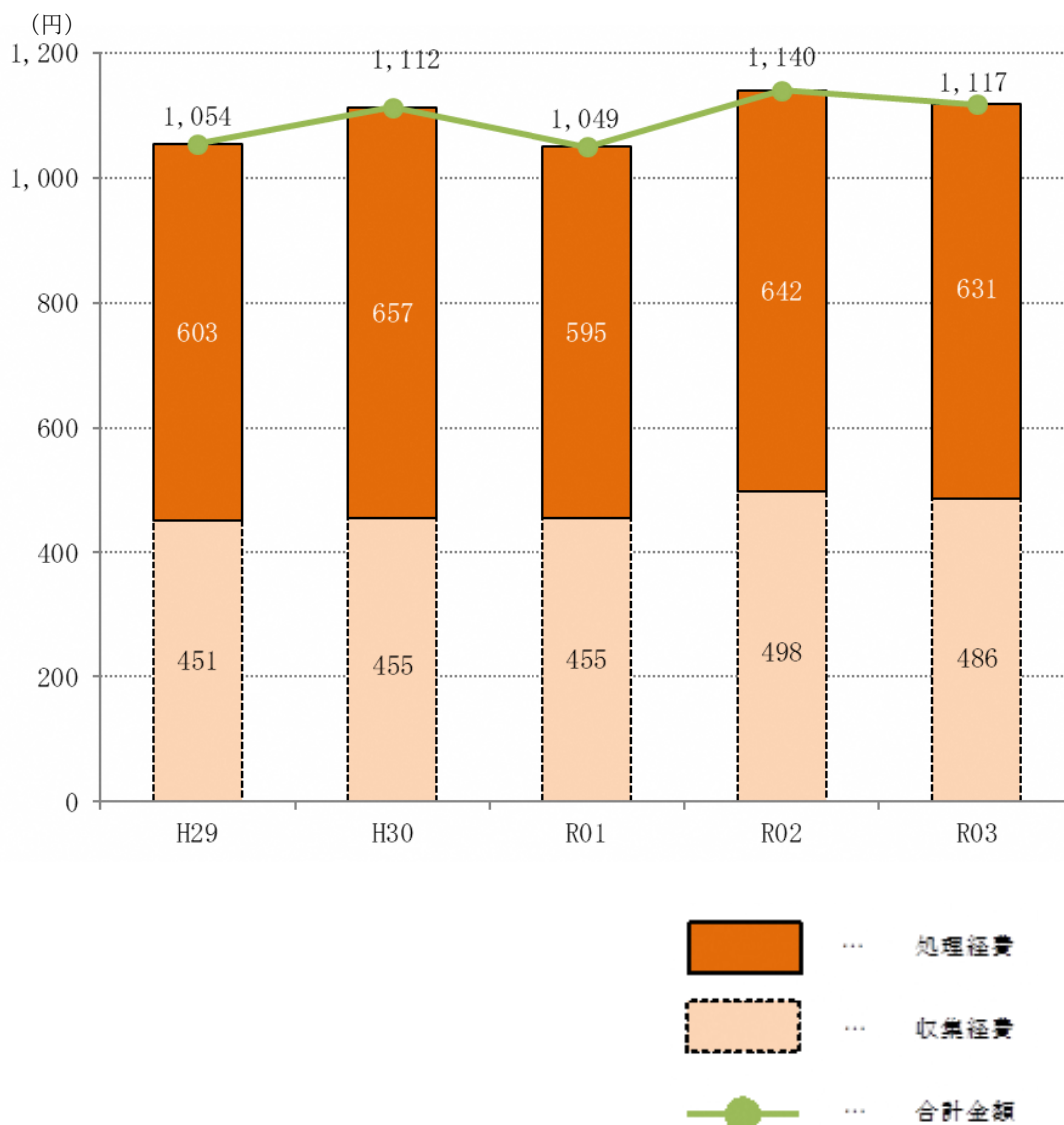
④ 年度別収集・処理原価（1人1月当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 （合計）	人口 （人）
H29	451	603	1,054	404,324
H30	455	657	1,112	403,036
R元	455	595	1,049	401,559
R02	498	642	1,140	399,928
R03	486	631	1,117	397,917

（注） 収集（処理）経費（1人1月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 人口 ÷ 12箇月  
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1人1月当たり）の推移



(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容

(令和4年4月1日現在)

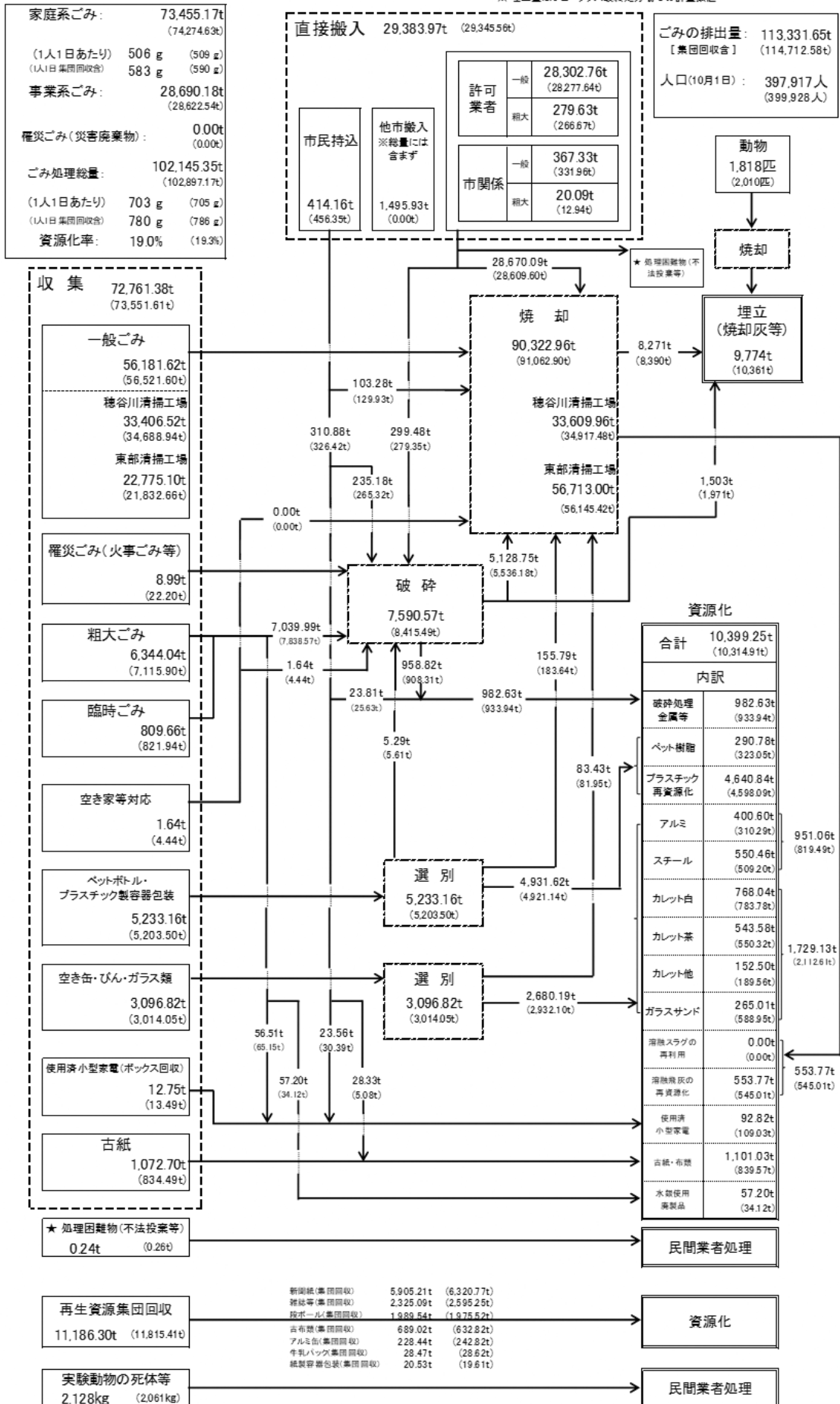
分別内容		収集業務内容
一般ごみ		<p>一般ごみは、地域別に「月・木」又は「火・金」の定曜日に収集をしている。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、中高層集合住宅については、主にロータリードラム収集方式及びコンテナボックス収集方式としている。</p>
空き缶、びん・ガラス類 (資源ごみ)		<p>空き缶、びん・ガラス類は月2回の指定曜日に収集をしている。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。</p>
ペットボトル・ プラスチック製容器包装 (資源ごみ)		<p>ペットボトル・プラスチック製容器包装は週1回の指定曜日に収集している。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。</p>
古紙 (資源ごみ)		<p>古紙は月2回の指定曜日に収集をしている。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主に粗大ごみ置場から収集している。</p>
使用済小型家電 (資源ごみ)		<p>市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、基本的に週1回収集している。</p>
水銀使用廃製品 (資源ごみ)		<p>市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1～3回収集している。</p>
粗大ごみなど	粗ごみ	<p>粗ごみは電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで無料で戸別収集している。</p> <p>収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。</p> <p>インターネット申込みは電話での申し込みで粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。</p>
	大型ごみ	<p>大型ごみは大きさや品目でごみ処理手数料を定め、電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで有料で戸別収集している。</p> <p>収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。</p> <p>インターネット申込みは電話での申し込みで、粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。</p>
	臨時ごみ	<p>引越しや片付けなどで出る「粗ごみ」・「大型ごみ」の申し込み点数がそれぞれ6点を超える場合や同一月にそれぞれ2回以上排出する場合は、電話申込により有料で戸別収集している。</p>
	動物の死体	<p>ペットの死体は電話申込により有料で戸別収集している。 (持込みの場合は無料)</p> <p>のら犬、のら猫などの動物死体は無料で収集している。</p>

その他	<p>◎ふれあいサポート収集 日常のごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯に対して、市の収集職員が玄関先まで伺い、戸別収集をしている。</p> <p>◎大型ごみ持出しサポート収集 屋内の大型ごみを出すことが困難な高齢者や障害者で構成する世帯に対して、市の収集職員が屋内から持ち出し収集している。</p>
-----	--

(5) 収集処理フローチャート

令和3年度(2021年度)

※ ( ) の数値は、前年度の数値  
※ 埋立量はフェニックス最終処分場での計量数値



(6) 月別分別収集量及び搬入量

収集作業日数 258 日

(単位：t)

年月	一般ごみ	粗・大型ごみ	臨時ごみ	空き缶、びん・ガラス	ペットボトル・プラスチック製容器包装	古紙(行政回収)	その他ごみ	収集合計	直接搬入ごみ	処理量合計	動物(匹)
R3年4月	4,955.05	537.64	70.38	270.57	438.46	101.50	0.92	6,374.52	2,451.78	8,826.30	153
5月	5,054.12	610.88	71.42	283.63	444.24	88.06	2.35	6,554.70	2,447.78	9,002.48	165
6月	4,614.40	649.56	66.91	260.60	455.89	79.43	0.10	6,126.89	2,416.52	8,543.41	173
7月	4,798.60	465.56	81.06	257.23	468.59	81.71	1.92	6,154.67	2,562.94	8,717.61	156
8月	4,927.86	456.23	60.57	279.38	480.82	86.46	0	6,291.32	2,433.82	8,725.14	167
9月	4,460.46	621.67	74.79	266.02	458.24	87.28	4.86	5,973.32	2,419.30	8,392.62	109
10月	4,411.25	531.63	68.54	243.82	415.57	80.67	2.79	5,754.27	2,496.80	8,251.07	156
11月	4,745.02	565.14	76.21	220.84	413.25	81.12	2.15	6,103.73	2,495.36	8,599.09	169
12月	4,750.01	633.44	69.68	267.98	401.76	109.95	0.56	6,233.38	2,766.98	9,000.36	146
1月	4,791.55	412.83	52.72	288.12	440.41	88.63	2.37	6,076.63	2,270.25	8,346.88	150
2月	3,986.51	359.49	49.45	235.35	373.58	84.52	3.21	5,092.11	2,096.49	7,188.60	133
3月	4,686.79	499.97	67.93	223.28	442.35	103.37	2.15	6,025.84	2,525.95	8,551.79	141
合計	56,181.62	6,344.04	809.66	3,096.82	5,233.16	1,072.70	23.38	72,761.38	29,383.97	102,145.35	1,818

(注) 搬入ごみの内訳 (市民持込み：414.16t、許可業者：28,582.39t、市の施設関係：387.42t)

※その他ごみ：罹災ごみ・空き家等(不燃)・使用済小型家電BOX回収

(7) 年度別分別収集量及び搬入量

(単位：t)

年度	一般ごみ	粗・大型ごみ	臨時ごみ	空き缶、びん・ガラス類	ペットボトル・プラスチック製容器包装	古紙(行政回収)	その他ごみ	収集合計	直接搬入ごみ	処理量合計	動物(匹)
H29	57,733.67	5,711.48	716.50	3,341.74	4,821.21	-	96.77	72,421.37	34,377.94	106,799.31	2,270
H30	57,516.29	6,653.86	879.70	3,308.08	4,912.28	-	544.56	73,814.77	33,227.89	107,042.66	2,249
R元	56,710.38	6,440.28	853.13	3,173.51	5,007.23	483.92	25.00	72,693.45	32,840.23	105,533.68	2,232
R02	56,521.60	7,115.90	821.94	3,014.05	5,203.50	834.49	40.13	73,551.61	29,345.56	102,897.17	2,010
R03	56,181.62	6,344.04	809.66	3,096.82	5,233.16	1,072.70	23.38	72,761.38	29,383.97	102,145.35	1,818
R07目標値	53,738	6,983	800	2,886	6,473	999	13	71,892	29,989	101,881	—

(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移

(単位：t)

年度	家庭系	比率 (%)	事業系	比率 (%)	ごみ処理総量 (合計)
H29	72,966.51	68.3	33,832.80	31.7	106,799.31
H30	74,112.85	69.2	32,411.53	30.3	107,042.66(注1)
R元	73,539.92	69.7	31,993.76	30.3	105,533.68
R02	74,274.63	72.2	28,622.54	27.8	102,897.17
R03	73,455.17	71.9	28,690.18	28.1	102,145.35
R07 目標値	72,624	71.3	29,256	28.7	101,881

(注1)平成30年度のごみ処理総量は、災害廃棄物 518.28t を含む。

(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量

(単位：g)

年度	1人1日当たり		1世帯1日当たり	
	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】
H29	724 (828)	494 (598)	1,636 (1,871)	1,117 (1,352)
H30	728 (826)	504 (603)	1,629 (1,850)	1,128 (1,349)
R元	718 (811)	500 (593)	1,591 (1,797)	1,109 (1,314)
R02	705 (786)	509 (590)	1,543 (1,721)	1,114 (1,291)
R03	703 (780)	506 (583)	1,529 (1,697)	1,100 (1,267)
R07 目標値	710 (785)	506 (581)	1,476 (1,633)	1,052 (1,209)

(注) 1人(世帯)1日当たりのごみ処理量=ごみ処理総量÷人口(世帯)÷年間日数

ごみ処理総量=収集量+直接搬入量(±集団回収量)

( )の数值は集団回収量を含んだ数值である



## (10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率

(単位：t)

年度	行政回収分 資源化量	再生資源 集団回収量	資源化総量 (A)	ごみ処理総量 (B)	《参考》 ごみ処理総量 (集団回収量を含まず)	資源化率 (A) / (B) (%)
H29	9,337.16	15,350.90	24,688.06	122,150.21	106,799.31	20.2
H30	9,521.73	14,544.64	24,066.37	121,587.31	107,042.66	19.8
R元	9,765.71	13,612.33	23,378.04	119,146.01	105,533.68	19.6
R02	10,314.91	11,815.41	22,130.32	114,712.58	102,897.17	19.3
R03	10,399.25	11,186.30	21,585.55	113,331.65	102,145.35	19.0
R07 目標値	10,988	10,845	21,833	112,726	101,881	19.4

(注) 行政回収分資源化量は、金属類（粗大ごみ・臨時ごみの破碎後回収分）、ペットボトル・プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス類、溶融スラグの再利用、溶融飛灰の再資源化及び使用済小型家電の合計

## (11) 年度別焼却処理量及び減量化率

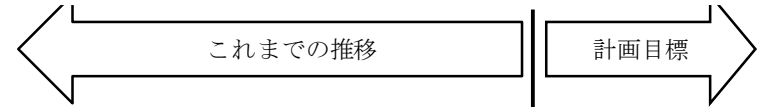
(単位：t)

年度	ごみ処理総量	焼却処理量	焼却処理量の 減量化率 (%) (平成9年度比)
【基準年度】 H9	149,457.05	143,412.43	—
H29	106,799.31	96,871.19	32.5
H30	107,042.66	96,040.61	33.0
R元	105,533.68	94,354.15	34.2
R02	102,897.17	91,062.90	36.5
R03	102,145.35	90,322.96	37.0
R07 目標値	101,881	88,844	38.1

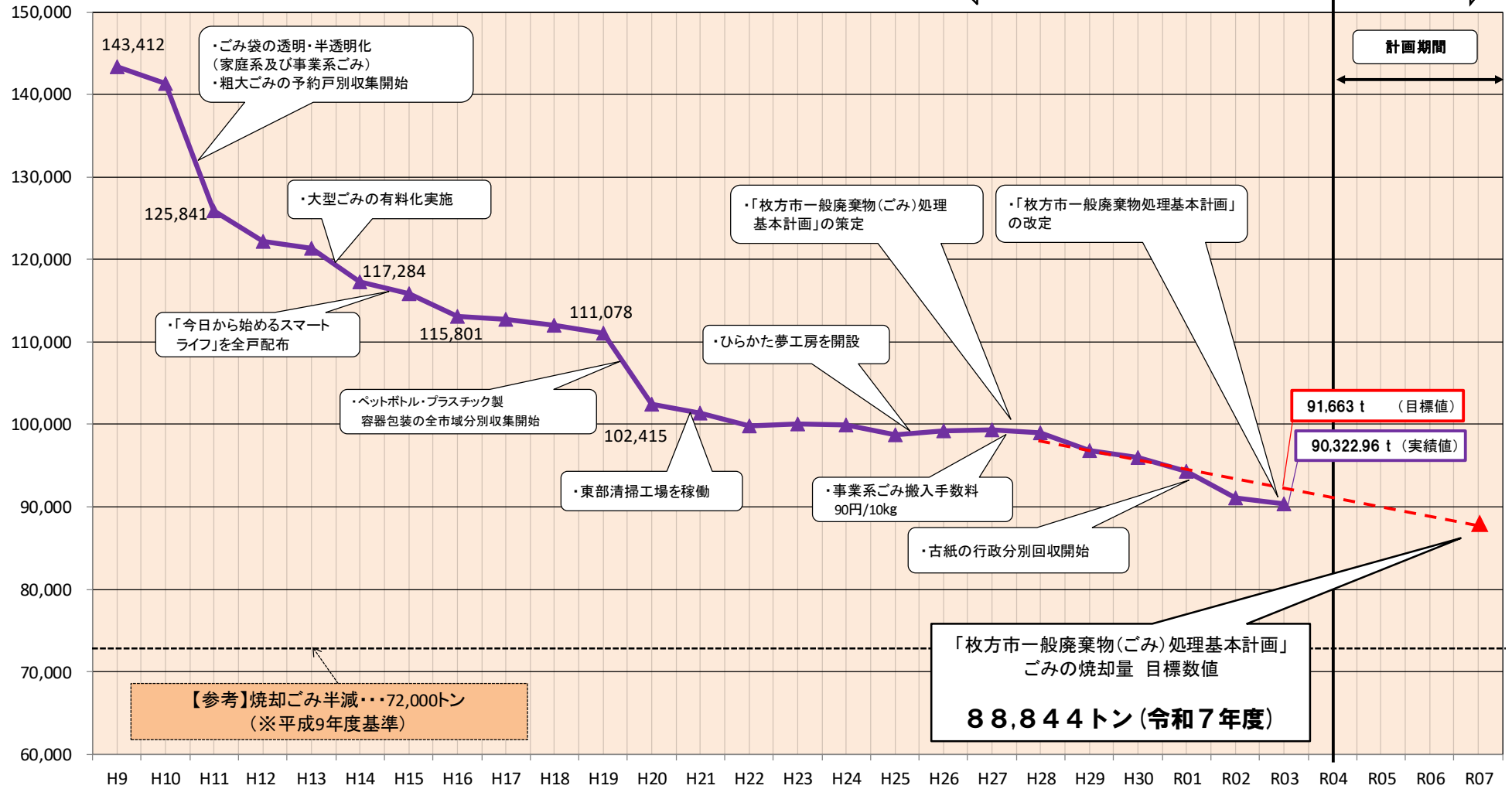
(注) 平成11年度に「焼却ごみ半減」を目標として掲げたため、以来、平成9年度を基準年度としている。

# 枚方市における焼却ごみ減量の推移・目標

焼却ごみ量  
(単位：トン)



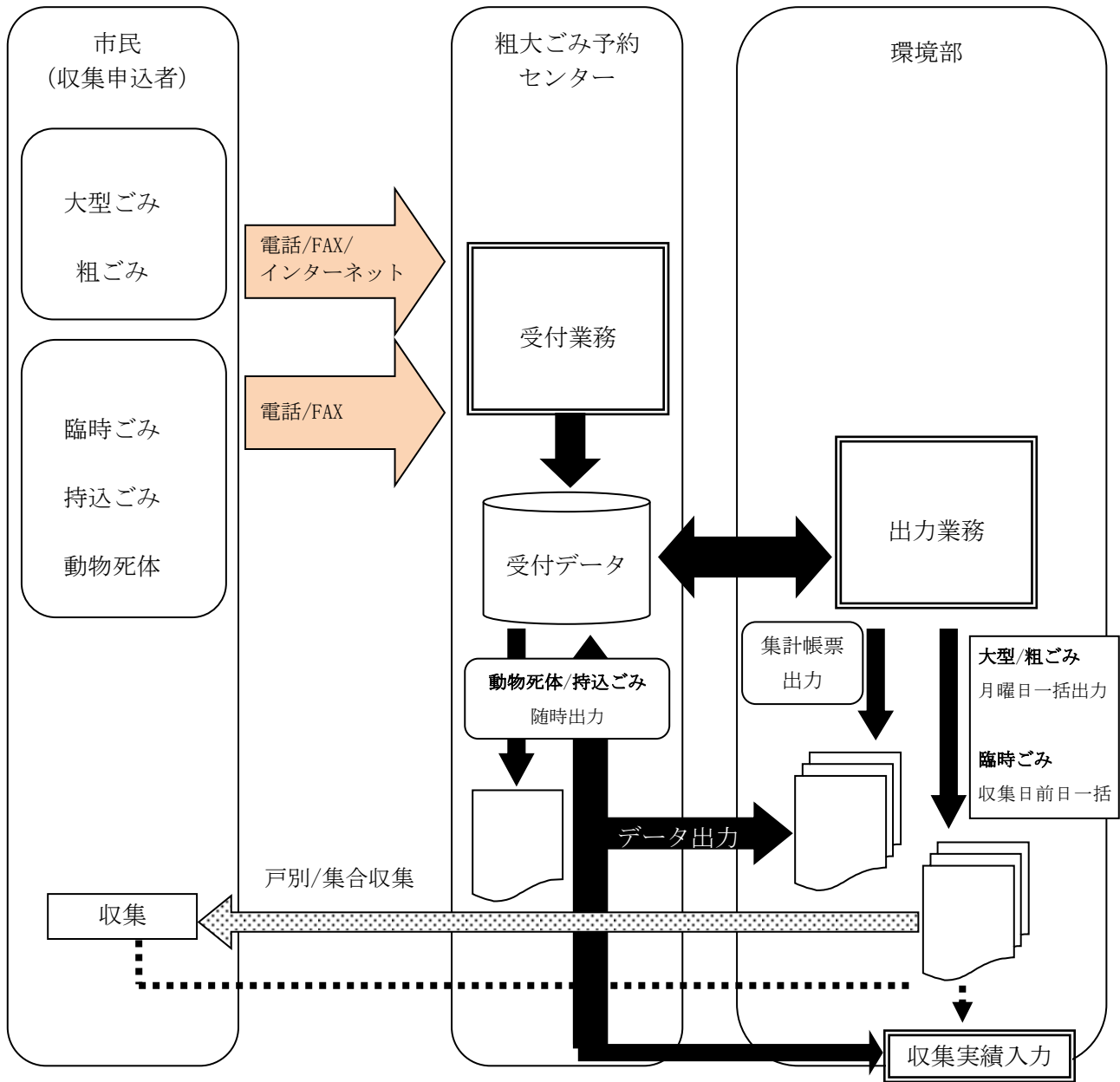
29



【参考】焼却ごみ半減・・・72,000トン  
(※平成9年度基準)

「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」  
ごみの焼却量 目標数値  
**88,844トン(令和7年度)**

(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要



(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数

令和3年度		粗ごみ	大型ごみ	臨時ごみ	動物死体	持ち込み	合計
件数 (件)	電話 (FAX含む)	166,817	25,804	2,448	1,483	6,075	202,627
	インターネット	134,277	13,388				147,665
合計		301,094	39,192	2,448	1,483	6,075	350,292

(14) 年度別ごみ質調査

① 穂谷川清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
物理的組成	紙・布類	%	56.0	46.1	50.2	47.8	50.2
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	19.3	25.9	22.4	22.8	24.1
	木、竹、ワラ類	%	5.7	8.1	10.8	10.4	8.7
	ちゅう芥類	%	14.5	12.7	9.4	12.4	10.0
	不燃物類	%	1.8	3.4	2.7	3.3	3.5
	その他	%	2.7	3.8	4.5	3.3	3.5
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	207.3	138	148	146.8	141.5
	水 分	%	56.2	47.0	48.0	48.8	48.2
	灰 分	%	4.0	6.3	6.3	5.7	5.5
	可 燃 物	%	39.7	46.7	45.7	45.6	46.3
	プラスチック混入率	%	9.8	22.3	21.0	20.5	21.8
	低位発熱量	J/g	7,100	8,530	8,628	8,455	9,136

② 東部清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
物理的組成	紙・布類	%	46.3	47.7	50.9	49.6	50.6
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	25.4	27.5	26.3	25.3	26.1
	木、竹、ワラ類	%	11.6	14.0	9.9	10.8	8.6
	ちゅう芥類	%	7.6	6.2	5.4	7.0	6.2
	不燃物類	%	5.4	3.0	4.4	4.4	4.9
	その他	%	3.8	1.6	3.0	2.9	3.6
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	193	180	155	171	175
	水 分	%	46.7	39.2	42.0	47.4	47.1
	灰 分	%	8.3	11.0	7.4	6.2	6.3
	可 燃 物	%	45.0	49.8	50.6	46.4	46.6
	プラスチック混入率	%	23.4	25.7	23.9	22.6	23.6
	低位発熱量	J/g	8,081	10,100	9,380	8,087	9,488

## (15) 清掃工場発電設備における発電の状況

(単位：MWh)

清掃工場名	発電量		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
穂谷川 清掃工場	総発電量		8,229	7,116	8,982	7,480	7,548
	利用内訳	自家消費	4,891	4,264	4,198	4,156	3,704
		売電	3,338	2,852	4,784	3,324	3,844
東部清掃工 場	総発電量		28,547	28,844	26,241	29,070	29,041
	利用内訳	自家消費	14,254	14,570	13,331	15,274	14,340
		売電	14,293	14,274	12,910	13,796	14,701

## (16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果

## 【令和3年度測定結果】

(単位 排出ガス：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、排水：pg-TEQ/L、焼却灰、集じん灰、熔融残渣：ng-TEQ/g)

測定対象物		測定場所	測定日	測定結果	法令基準値
排出ガス	穂谷川清掃工場		令和3年6月24日	0.26	1
			令和3年12月8日	0.21	
	東部清掃工場	1号焼却炉	令和3年5月28日	0.0019	0.1
			令和3年11月18日	0.00076	
			令和3年5月27日	0.011	
東部清掃工場	2号焼却炉	令和3年11月19日	0.0025		
排水	穂谷川清掃工場		令和3年6月22日	0.095	10
			令和3年12月7日	0.0011	
	東部清掃工場		令和3年6月8日	0.00097	
			令和3年12月1日	0.00068	
焼却灰	穂谷川清掃工場		令和3年12月7日	0.0021	— (注)
集じん灰	穂谷川清掃工場		令和3年6月22日	0.39	— (注)
			令和3年7月27日	0.23	
			令和3年8月24日	0.96	
			令和3年9月28日	0.34	
			令和3年12月7日	0.33	
溶 融 残 渣	熔融スラグ	東部清掃工場	令和3年4月16日	0.00000061	3
			令和3年10月20日	0.00000065	
	洗煙系脱水汚泥 (メタル含む)		令和3年4月16日	0.016	
			令和3年10月20日	0.0010	
	大塊物		令和3年4月16日	0.0015	
			令和3年10月20日	0.0034	
鉄分	令和3年4月16日	0.011			
	令和3年10月20日	0.0023			

(注) 焼却灰・集じん灰のダイオキシン類測定値は薬剤処理後の含有量です。  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で適切に処理した焼却灰・集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

#### 4. ごみ減量・環境美化推進事業等

##### (1) ごみ減量・リサイクルの取り組み

###### ① 4R啓発事業

本市では、ごみの減量に向けたキーワードとして、4R<sup>\*</sup>の普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を推進しており、市民等を対象とした啓発活動をのべ6,471人に実施しました。

###### 【主なキャンペーン内容】

キャンペーン	回数	啓発人数（のべ数）
台所ごみ水切りキャンペーン	2回	340人
マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参キャンペーン	1回	200人
手付かず食品削減キャンペーン	4回	983人

※ 4Rとは、Refuse（リフューズ：不要なものを「断る」）、Reduce（リデュース：ごみになるものを「減らす」）、Reuse（リユース：使えるものを「繰り返し使う」）、Recycle（リサイクル：ごみを「資源化する」）の4つの頭文字を取ったものです。

###### ② 広報ひらかたへのごみの減量等に係る記事の掲載

市の広報紙「広報ひらかた」において、ごみの減量等に係る記事をのべ15回掲載しました。

項目	回数
生ごみ堆肥化関連記事	3回
ひらかた夢工房関連記事	0回
その他（イベント、再生資源集団回収報償金交付制度など）	12回

###### ③ 環境学習

市内の小学校25校（2,911人）、中学校4校（120人）、高等学校1校（61人）及び保育所・保育園・幼稚園18園（1,931人）において、ごみの処理や減量等について学ぶ環境学習を実施しました。小学生を対象とした環境学習では、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」や「ダンボール箱を使った生ごみの堆肥化」をテーマとし、ごみを収集車に入れる作業体験や、生ごみ堆肥の作製と、堆肥を利用した野菜の土作りと種まきを体験しました。



（ごみの収集作業体験）



（生ごみ堆肥の作製体験）

④ 枚方市環境ポスターコンクール

市立小中学校を対象に環境ポスターコンクールを実施しました。応募総数236点（小学校3校・中学校1校）の中から、市長賞2点、市議会議長賞2点、教育長賞2点、優秀賞7点、環境賞19点を選出しました。

⑤ エコショップ制度

エコショップとは、「ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店」のことであり、令和4年3月末現在で17店舗が登録されています。

⑥ 生ごみ堆肥化事業

【1】 生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）の貸与制度

生ごみを堆肥化し、資源として利用することによりごみの減量を進めるもので、平成4年7月から市民モニター制度として開始しました。生ごみはごみ量全体の約4割（重量比）を占めることから、ごみ減量が期待でき、現在までにモニターあるいは貸与によってコンポスト容器を使用した本市の世帯は次のとおりです。

【モニター・貸与世帯数】

年度	H29	H30	R元	R02	R03	累 計
世帯数	8	20	13	12	13	4,436

【2】 EM (Effective Micro-organisms・有用微生物群) による生ごみ堆肥化

EMを利用して生ごみを速く良質の堆肥にしようとするもので、平成7年度からモニター制度を開始しています。

【モニター世帯数】

年度	H29	H30	R元	R02	R03	累 計
世帯数	30	30	22	12	26	1,790

【3】 段ボールを使った生ごみ堆肥化

平成17年度から、生ごみ堆肥化講習会に参加した市民で、希望された方に段ボールを使った生ごみ堆肥化のモニターとして実践していただいています。

【モニター世帯数】

年度	H29	H30	R元	R02	R03	累 計
世帯数	5	3	1	0	0	525

【4】 生ごみ堆肥化講習会

講習会名	年度				
	H29	H30	R元	R02	R03
コンポスト貸与・EMモニター事前講習会	2回	3回	3回	2回	4回
生ごみ堆肥化・土づくり講習会	12回	13回	9回	1回	3回
出前塾・説明会等	10回	8回	3回	0回	6回

⑦ 廃棄物減量等推進員

平成10年8月に創設した廃棄物減量等推進員制度については、令和4年3月現在で校区コミュニティの推薦により、全45校区580人の推進員を任命しました。推進員には研修会・施設見学会・ごみ減量講演会への参加を通じて、地域での啓発活動を行っていただいています。

年度	H29	H30	R元	R02	R03
校区	45校区	45校区	45校区	45校区	45校区
推進員	574人	574人	594人	601人	580人

⑧ 不用品交換情報ネットワーク

大型ごみの減量を目的に、不用品交換情報ネットワーク事業を実施しています。市民や事業者から提供された「あげます」「ください」の情報を掲載し、使用可能な不用品を交換して有効利用することによりごみを減量しようとするものです。

不用品交換情報ネットワークの実績

令和3年度	あげます	ください	合計
情報掲載件数	13件	0件	13件

⑨ ひらかた夢工房の運営

「ひらかた夢工房」は、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行い、循環型社会の構築とごみの減量・リサイクルを目的とするとともに、地域環境学習拠点及びリサイクル活動の更なる活性化を目指して、平成25年4月に開設しました。

活動団体	活動内容
枚方エコサイクル	古くなったり、壊れたりした自転車を修繕・修復し、再び快適に乗れるように整備をしています。
きつつき木工	不要となった木材を使って、手作りで机やイスなどの木工作品に再生しています。また、夏休みなどには、小学生を対象とした木工教室も開催しています。
枚方市生ごみ堆肥化連絡会	家庭から出る調理くずなどの生ごみを堆肥化して、ごみの減量につなげています。
彩（いろどり）	着る機会がなくなった着物や不要となった布地を使い、洋服や小物類などを作っています。また、リサイクル衣料教室も開催しています。
おもちゃの診療所	壊れてしまったおもちゃを預かり、修理しています。
枚方自助具工房	様々な身体状況（老化・疾病・後遺症など）により、日常生活が困難になった人の動作を助ける小さな道具（自助具）を不要となった木材などを使って製作しています。



⑩ 環境フェスタ ごみ減量フェア

新型コロナウイルス感染防止のため「環境フェスタ ごみ減量フェア」については中止しました。

⑪ 環境フェスタ 氷室ふれあい里の駅

新型コロナウイルス感染防止のため「環境フェスタ 氷室ふれあい里の駅」については中止しました。

⑫ ごみ処理施設見学者数

市民、事業者を対象にごみ処理状況を知ってもらい、分別収集及びごみの減量化を図るとともに、廃棄物処理に対する意識を高めることを目的とし、ごみ処理施設の見学を随時実施しています。令和3年度、穂谷川清掃工場では新型コロナ感染拡大防止対策のため見学を中止しました。東部清掃工場では新型コロナ感染拡大防止対策のため緊急事態宣言中の見学を中止し、それ以外の期間については人数制限等を行いながら小学4年生6校358名と市民27名の見学者を受け入れました。また、公民連携による事業として、カメラ付き移動可能ロボット「temi」を利用した遠隔施設見学を小学校2校138名に対して実施しました。

年度	H29	H30	R 元	R02	R03
穂谷川清掃工場	441 人	377 人	582 人	0 人	0 人
東部清掃工場	4,424 人	4,073 人	3,609 人	0 人	523 人



(ごみ処理施設見学会)



(遠隔施設見学)

⑬ 再生資源集団回収報償金交付制度

古紙などのリサイクルについては、自治会・子ども会などに「再生資源集団回収報償金交付制度」を利用したリサイクルの取り組みを促進しています。

この制度は、事前に団体登録をし、定期的に古紙やアルミ缶などのリサイクルの取り組みを条件としており、協力団体には、1 kg当たり 4 円の報償金を交付しています。

(単位 : kg)

年度	H29	H30	R 元	R02	R03
新聞紙	9,321,973	8,612,220	7,804,800	6,320,775	5,905,210

雑誌	2,771,395	2,704,639	2,600,229	2,595,248	2,325,085
ダンボール等	2,019,853	1,993,990	1,959,020	1,975,523	1,989,540
古布類	943,706	942,652	957,095	632,821	689,015
アルミ缶	241,445	239,595	243,457	242,817	228,444
牛乳パック	33,057	32,064	29,504	28,617	28,470
紙製容器包装	19,467	19,482	18,225	19,612	20,532
合計	15,350,896	14,544,642	13,612,330	11,815,413	11,186,296
登録団体数(団体)	608	609	609	603	598
報償金(円)	61,354,000	58,127,200	54,402,240	47,211,100	44,696,100

※ 各年の集計は1月から12月まで

⑭ 食品ロス削減事業「食べのこサンデー」運動

「食べのこサンデー」運動は、市民に食品ロスを改めて意識していただくための運動として、次の標語を発信しています。

<p>日曜日は「食べのこサンデー」          &lt;食べる分だけ作りましょう&gt;          &lt;食べる分だけ注文しましょう&gt;          &lt;ご飯を無理なく食べ切りましょう&gt;          ※「食べのこサンデー」には、冷蔵庫に残っている食材を必ず確認するなど、食品ロス削減を意識し、日々の行動につなげていきましょう。          食品ロスをなくすためには、毎日の取り組みが重要です。</p>
--

⑮ 水銀使用廃製品の分別回収

水銀使用廃製品を適正処理するため、公共施設及び協力店舗において分別拠点回収を開始しました。公共施設14箇所、協力店舗11箇所（令和4年3月末）

⑯ ごみ分別アプリ

ごみの分別・排出ルール等の周知にスマートフォンを活用することで「リサイクル率」の向上及び「ごみの減量化」を図りました。累計ダウンロード数30,354件（令和4年3月末）

⑰ 事業系ごみ減量指導事業

平成16年度から、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び規則に基づく事業系ごみの減量指導として、月平均2.5トン以上一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物管理責任者の選任・変更届及び事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出を求め、計画書に基づいた適正処理の状況や先進事例の取り組みに関して立入調査を行っています。

年度	H29	H30	R元	R02	R03
対象事業者数	87	85	72	62	73
立入調査事業者数	9	25	26	21	23

## (2) 環境美化の取り組み

### ① 資源ごみ等の持ち去り防止対策事業

ごみ置き場等に排出された市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定する「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正条例を平成25年1月1日より施行（過料の適用については平成25年4月1日から）しました。

本市の排出ルールに基づき、家庭からごみ置き場等に排出された資源ごみ等を、市長及び市の委託を受けた者以外の者が持ち去ること（収集・運搬）を禁止しています。

令和3年度は、環境部職員及び委託事業者による持ち去り行為防止巡回パトロールを601回実施し、持ち去り行為者のべ29人に対して啓発・指導を行いました。

※ 持ち去り行為を禁止している資源ごみ等とは、資源ごみの「紙類、空き缶、びん・ガラス類」及び粗大ごみの「大型ごみ及び粗ごみ」のことです。

### ② 地域清掃への支援

自治会や企業、個人等が地域の複数種類の公共場所（例えば、市道の側溝、公園、緑地、水路など）を同時に清掃される地域清掃（美化）活動に対し、ごみ袋の配布やごみ収集の支援を行っています。

令和3年度は、226団体の活動が行われました。

なお、公共場所の清掃区域が公園のみといった単一の場合は、その公共場所の管理者が収集等の支援を行っています。

### ③ アダプトプログラム

環境美化に対する意識の向上を図ることを目的に、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域環境美化活動を推進するため、平成13年度からアダプトプログラムの試行を開始し、平成14年度から本格実施しています。

登録団体に対しては、ごみの収集や清掃用具の貸出し、アダプトサインの提供など、幅広い支援を行っています。

令和3年度は、7団体が新しく登録をされ、77団体の活動が行われました。

※ アダプトサインとは、アダプトプログラムの登録団体がこの場所で活動していることを示す掲示板です。

## (3) ごみ出し支援の取り組み

全国で高齢化が進んでいく中、本市においても介護や生活の支援を必要とする方が増えていくことが見込まれています。この事を踏まえ、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただく」ことを念頭に、要介護認定等の一定要件を満たしている高齢者等を対象に、家庭から排出されるごみを決まった曜日に玄関先まで収集に伺う「ふれあいサポート収集」と、屋内から大型ごみを持ち出し収集する「大型ごみ持出しサポート収集」を実施しています。

### ① ふれあいサポート収集（平成16年9月より開始）

対象者要件

次のいずれかに該当し、一人暮らしでホームヘルプサービスを利用されている人

- ・要介護認定において、要介護1以上
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級
- ・大阪府療育手帳の交付を受け、障害の程度がA
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級

年度	H29	H30	R 元	R02	R03
利用者数	160 人	184 人	179 人	178 人	194 人

② 大型ごみ持出しサポート収集（平成 28 年 4 月より開始）

対象者要件

次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯

- ・75 歳以上※
- ・要支援認定において、要支援 1 以上※
- ・要介護認定において、要介護 1 以上
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級または 2 級
- ・大阪府療育手帳の交付を受け、障害の程度が A
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級

年度	H29	H30	R 元	R02	R03
収集件数	15 件	22 件	24 件	18 件	157 件

※令和 3 年度より一部条件を緩和

## 5. ごみ処理施設の概要

### (1) 施設の概要

#### ① 穂谷川清掃工場

【所在地】 枚方市田口5丁目1番1号

【敷地面積】 38,052.21㎡

#### 【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
第3プラント	昭和63年3月	2,980	鉄骨鉄筋コンクリート造
旧破砕棟(破砕処理施設)	昭和55年3月	577	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2階建
旧破砕棟(資源ごみ置き場)	平成17年3月22日	570	鉄骨造(一部RC)平屋
施設管理事務所	平成25年4月1日	648	鉄骨造
管理棟	昭和49年3月31日	795	鉄筋コンクリート造3階建
ひらかた夢工房棟	昭和40年3月2日 (平成25年3月改築、 平成25年4月1日開所)	232	鉄骨造2階建
乾燥室	平成3年4月10日	59	鉄骨造平屋建
公用車車庫	昭和49年12月10日	1,208	鉄骨造耐火構造
リフォーム・倉庫・ 車両整備室棟	平成2年4月12日 (平成25年3月改築)	626	軽量鉄骨造平屋建
リサイクル倉庫	平成8年3月31日	66	軽量鉄骨造平屋建

#### 【形式・処理方式・能力等】

施設名	形式	能力	設計施工
第3プラント	全連続燃焼式焼却炉	200t/24h×1基	(株)クボタ
発電設備	復水形蒸気タービン	1,500kW	
破砕処理施設 (平成25年4月から休止)	アイダル式シュレッダ	75t/5h (破砕施設30t/5h, 剪断施設45t/5h併用)	(株)クボタ
排水処理施設	凝集沈殿+砂濾過+キレー ト樹脂吸着+活性炭吸着	402m <sup>3</sup> /日	ユニチカ(株)
動物焼却炉	バッチ式焼却炉	50kg/h	(株)サンチク

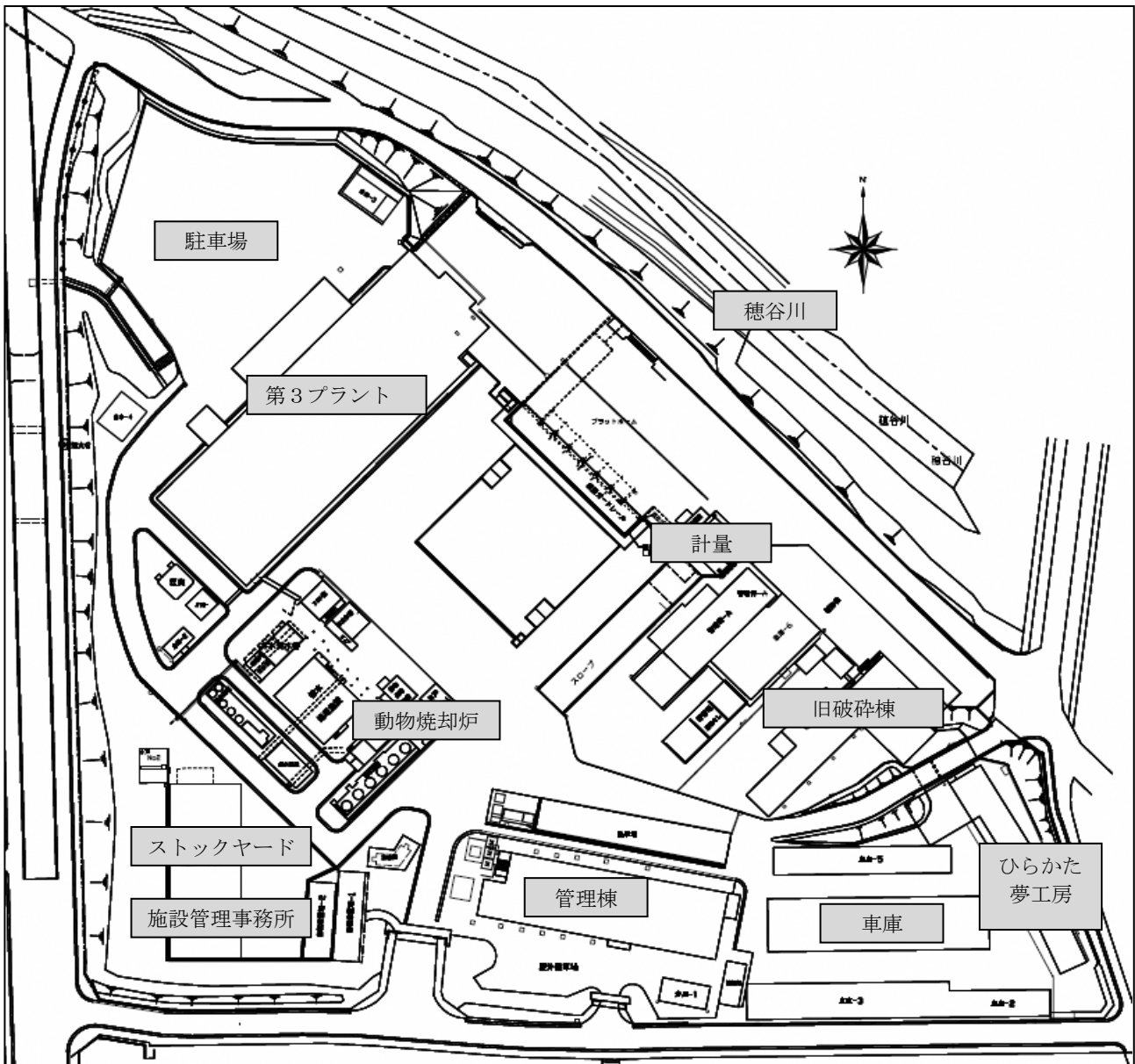


(穂谷川清掃工場)



(穂谷川清掃工場 車庫)

【穂谷川清掃工場配置図】





② 東部清掃工場

【所在地】 枚方市大字尊延寺2949番地

【敷地面積】 51,350.55㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
焼却棟	平成20年 5月30日	6,157.53	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上6階建
管理棟		492.60	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上3階建
計量棟		118.48	鉄骨造 平屋建
洗車棟		600.96	鉄骨造 平屋建
ガスガバナー室		30.01	鉄筋コンクリート造 平屋建
駐輪場		2.00	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建
守衛室		19.22	鉄骨造 平屋建
破碎棟	平成25年 3月19日	1,930.84	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建

【形式・処理方式・能力等】

施設名	形式	能力	設計施工
焼却炉	全連続燃焼式焼却炉	240t/24h (120t/24h×2基)	川崎重工業(株)
溶融炉	燃料式灰溶融炉	24t/24h×2基 (交互運転)	
発電設備	抽気復水タービン	4,500kW	
破碎設備	一次破碎機(低速二軸せん断式) 二次破碎機(衝撃せん断回転式)	39t/5h	(株)大原鉄工所

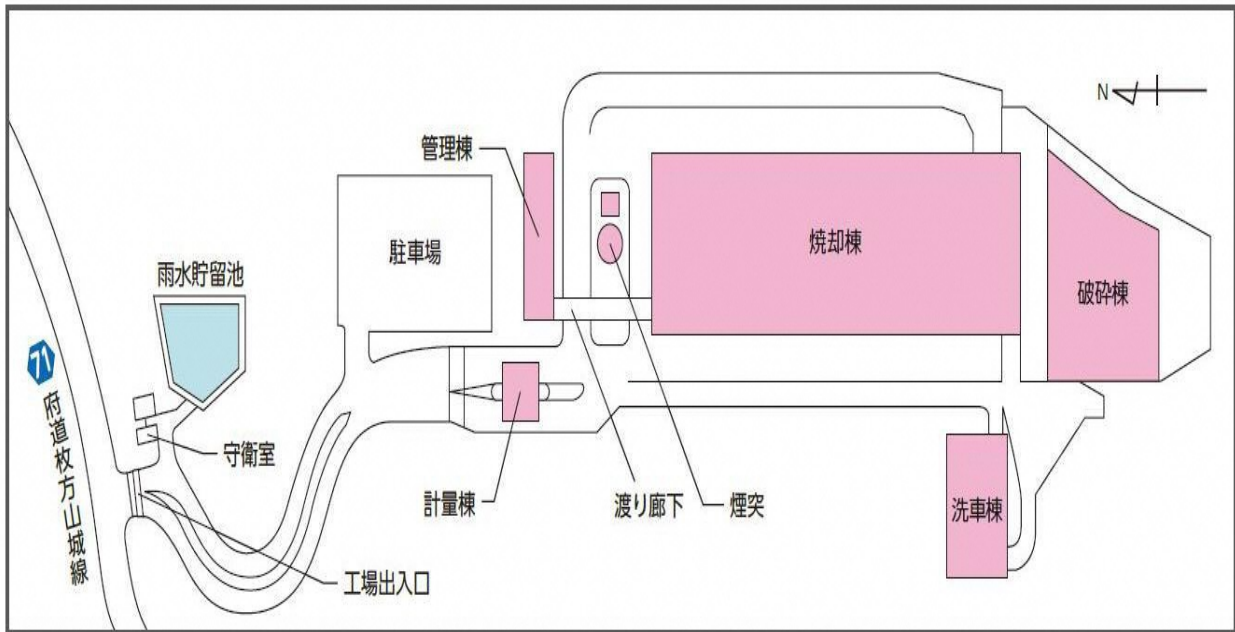


(東部清掃工場 ごみ焼却施設)



(東部清掃工場 粗大ごみ破碎処理施設)

【東部清掃工場配置図】



③ 一般廃棄物最終処分場

【所在地】(処分場) 枚方市大字穂谷2308番地

(排水処理施設) 枚方市大字穂谷2121番地

【敷地面積】(処分場) 47,883m<sup>2</sup>

(排水処理施設) 4,700m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
処分場	昭和60年3月 (平成14年3月埋立終了)	—	—
排水処理施設	昭和60年3月 (平成17年4月休止)	251.05	鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建

④ 日置河原池最終処分場跡地

【所在地】 枚方市招提南町3丁目1022番1号

【敷地面積】 7,910m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
日置河原池最終処分場跡地	昭和47年12月 (平成6年3月廃止)	—	—

⑤ 北河内4市リサイクルプラザ

※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合

【所在地】 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

【敷地面積】 4,840m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	竣工年月日	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
管理棟	平成19年12月31日	601	鉄筋コンクリート造 3階建
処理棟		4,017	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 4階建



【形式・処理方式・能力等】

施設名	処理方式	処理能力	設計施工
処理棟	選別・圧縮梱包処理	53t/日（11h稼働）	新明和工業（株）

【北河内4市リサイクルプラザ配置図

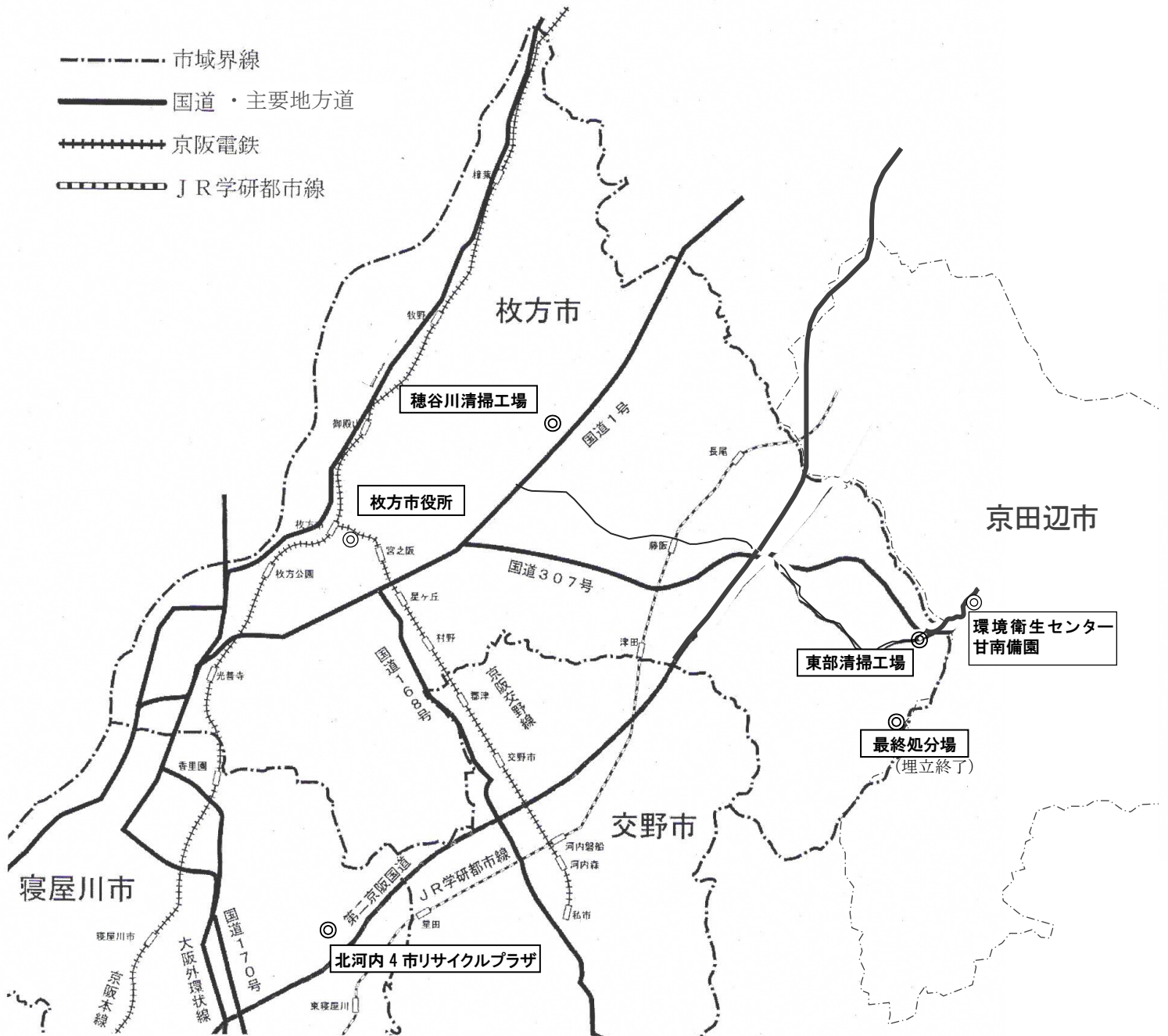
※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合】



(2) 関係連絡先一覧

名称	所在地	連絡先
循環型社会推進課	枚方市田口5丁目1番1号	072-807-6211 072-849-6645 (FAX)
ごみ減量推進課 家庭ごみ業務第1課 家庭ごみ業務第2課		072-849-5374 (減量・開発関係) 072-849-7969 (収集関係) 072-848-1821 (FAX)
穂谷川資源循環センター		072-849-0200 072-849-0206 (FAX)
東部資源循環センター	枚方市大字尊延寺2949番地	072-858-6962 072-858-6964 (FAX)
枚方京田辺環境施設組合		072-896-1570 072-896-1571 (FAX)
北河内4市リサイクル施設組合	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号	072-823-2038 072-880-7770 (FAX)

(3) 施設の位置図



## 6. 令和4年度枚方市一般廃棄物処理実施計画

枚方市告示第164号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、下記の一般廃棄物処理計画を策定したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成5年枚方市条例第30号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和4年3月31日

枚方市長 伏見 隆

記

- 1 枚方市一般廃棄物処理基本計画  
別紙のとおり。
- 2 令和4年度枚方市一般廃棄物処理実施計画  
別紙のとおり。

# 令和4年度枚方市一般廃棄物処理実施計画

令和4年3月

枚方市

# 目 次

## 第1部 総論

1. 目的
2. 計画地域
3. 計画期間

## 第2部 ごみ編

1. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量
2. 主な取り組み
3. 市民・事業者の責務等
4. 収集・運搬計画
5. 中間処理計画
6. 最終処分計画
7. リサイクル制度等への対応
8. 市が処理しないごみ等

別表1 収集・運搬及び処理する事業者

別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

別表3 市が処理しないごみ等

## 第3部 生活排水編

1. 一般廃棄物（生活排水）の処理計画量
2. 主な取り組み
3. 処理形態
4. 収集運搬計画
5. 中間処理計画
6. 最終処分計画

別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

## 第1部 総論

### 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、枚方市の区域内の一般廃棄物を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、一般廃棄物処理実施計画を定めるものである。

### 2. 計画地域

枚方市全域

### 3. 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 第2部 ごみ編

### 1. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量

本市で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出量は次のとおりである。

種 別	見込み量
総排出量	114,298 t
家庭系ごみ	85,416 t
事業系ごみ	28,882 t
動物の死体	1,896 匹

※事業者等が自ら処理する量は除く。

## 2. 主な取り組み

枚方市一般廃棄物処理基本計画に掲げられる基本方向・基本施策に基づき次の施策に取り組むものとする。

### <基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4Rのための環境教育・環境学習の推進	<p>(1) 小学校等における4R教育の推進            中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4R教育を実施するとともに、より幅広い世代に対する4R教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校・大学における4R教育の実施も検討していきます。</p> <p>また、環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を市内の小学4年生に配付するとともに、清掃工場への見学の受け入れやごみの収集体験を行うなど、ごみへの関心を高め、4Rに関する意識啓発を行います。</p>	<p>① 高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4R教育を推進していきます。</p> <p>② 大学の学園祭等において啓発キャンペーンを継続実施します。</p> <p>③ 市ホームページや広報、案内状の送付等により清掃工場見学の周知を図るとともに、見学の機会を活用した4Rの啓発を行います。</p>
	<p>(2) 地域等における4R学習の推進            市職員が地域等に出向いてごみの話をする「出前講座」を行うとともに、市民による清掃工場への見学内容の充実を図り、4Rへの理解と協力を得られるよう、4R学習の取り組みを進めます。</p>	<p>① リサイクル可能な資源物の分別排出の更なる徹底を図るため、市民団体の要望に応じた出前講座を実施します。</p> <p>② 清掃工場の見学について市のホームページや広報等での周知を継続的に実施します。</p>
4R活動の推進	<p>(1) 生ごみの4Rの推進            ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみ中に生ごみが約33%含まれており、手をつけていない食品も含まれていたことから、生ごみの発生抑制の取り組みを促進するために、食品ロスの削減に向けた啓発や事業者との連携した取り組みを充実・検討するなど、食を通して環境問題への関心と理解が深まるよう、環境に配慮した食育を計画的に推進します。</p> <p>また、市民グループと連携して生ごみの堆肥化の普及を進めていくとともに、生ごみの水切りの促進や新たな取り組みを検討します。</p>	<p>① 「食べのこサンデー」運動のロゴマークを使用した食品ロスの削減に向けた啓発を進めます。</p> <p>② 厨芥類を削減するため、堆肥の有効利用を研究し、イベントや講習会等で広く啓発を行い、生ごみ堆肥化やリユースの取り組みを進めます。</p> <p>③ 生ごみ堆肥化講習会を継続実施し、普及を進めます。</p>



基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4 R活動の推進	<p>(2) リデュース・リユースの推進</p> <p>従来から実施しているマイバッグの利用の促進を図るとともに、マイボトル持参の拡大に向けて、キャンペーンの実施やワンウェイプラスチックの削減を促進するなど、リサイクルよりも優先すべきリデュースの取り組みを進めます。</p> <p>また、リサイクルショップやフリマアプリが普及したことで、市民のリユース意識が向上し、不用品交換情報ネットワーク（「あげます・ください」）の活用が減少しています。このことから、今後は、公民連携を含めたリユースを目指すなど、リサイクルよりも優先すべきリユースの取り組みについても検討を進めます。</p>	<p>① 日常の買い物にマイバッグを持参し、レジ袋を断わることや、マイボトルの利用促進に関して街頭キャンペーン、ホームページなどを利用し推進します。</p> <p>② 不用品交換情報「あげます・ください」の活用が減少していることから公民連携を含めたリユースを目指します。</p> <p>また、「持込ごみ」、「臨時ごみ」で原形を保持している物品をイベント時に市民に提供し、リユースの取り組みを推進します。</p>
	<p>(3) 古紙のリサイクルの推進</p> <p>古紙については、自治会・子ども会などによる再生資源集団回収を基本にリサイクルの取り組みを促進します。</p> <p>ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙・古布が約13%含まれており、令和元年6月から開始した古紙の行政回収を促進し、4 Rを計画的に推進します。</p>	<p>① 自治会・子ども会などによる再生資源集団回収の取り組みを促進するため、更なる啓発を行います。</p> <p>② 大学と連携した古紙の拠点回収を実施し、古紙のリサイクルを推進します。</p> <p>③ 古紙の行政分別回収を実施し、古紙のリサイクルを進めます。</p>
	<p>(5) その他のリサイクルの推進</p> <p>デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収ボックスを設置していますが、さらなる回収方法を検討するとともに、剪定枝をチップ化するなど、ごみの減量・リサイクルを推進します。</p>	<p>① 使用済小型家電のイベント回収や、各種広報媒体による啓発を進めます。</p> <p>② ごみの減量推進のため、剪定枝をチップ化する粉砕機の貸与について周知を行います。</p>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
適正排出の推進	<p>(1) 分別排出ルール of 徹底  ごみの組成分析調査の結果、一般ゴミ中にリサイクル可能と思われるものが約3割含まれていたことから、分別排出ルールに関する啓発を計画的に充実・強化することとし、広報ひらかたや市ホームページなどにおいて分別排出の方法を周知するとともに、分別状況が悪い場合は、直接排出者に対して啓発・指導を行い、分別排出ルールの徹底を図ります。また、必要に応じて粗大ゴミマニュアルや外国語のリーフレットなどを更新・改良し、分別排出ルールをわかりやすく伝えていきます。</p>	<p>① 分別状況が悪いゴミ置き場の利用者に対し、戸別訪問等による啓発・指導を行います。</p> <p>② 啓発資料として作成した「ゴミ収集日カレンダー」を配布し、ゴミ減量・分別排出の啓発活動を行います。</p> <p>③ ゴミの適正排出を推進するため「ゴミ分別アプリ」をはじめとした様々な情報伝達媒体を活用して広く周知します。</p> <p>④ 古紙の行政分別回収についてホームページ等への掲載により、市民に広く周知します。</p>
	<p>(3) 適正処理困難物や危険物等の適正排出の促進  適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように、検討を進めます。また、水銀使用廃製品などの回収方法を定めている適正処理困難物や危険物等については、その排出方法を市民へ広く周知し、適正排出を促進します。</p>	<p>① 中身が残ったカセットコンロ用ガス缶、スプレー缶、水銀体温計、温度計及び血圧計などについて、市民からの持ち込み回収を行い、専用施設を有する業者等において適正に処理します。</p> <p>② 水銀使用廃製品（乾電池、蛍光灯など）を適正処理するため、市で行う分別拠点回収を広く周知します。</p>
市民サービスの向上	<p>(1) ゴミ収集支援の拡充  ふれあいサポート収集に加え、新たに屋内から大型ゴミなどの持ち出しを行うサポート収集を実施し、ゴミ収集支援を推進します。</p>	<p>① ふれあいサポート収集を継続実施します。</p> <p>② 大型ゴミ持ち出しサポート収集を継続実施します。</p>
	<p>(2) 超高齢社会等への対応  今後、さらに一人暮らしの高齢者等が増えることが見込まれることから、既存のふれあいサポート収集及び大型ゴミ持ち出しサポート収集事業の充実を進めます。</p>	<p>① ゴミ出しに関する高齢者等支援の一つである「大型ゴミ持ち出しサポート収集」事業について、令和3年4月1日から、対象者に、75歳以上で構成される世帯及び要支援1以上で構成される世帯を追加し、要件を緩和します。</p>

<基本方向2 事業系ごみの4Rの推進>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4R活動の推進	<p>(1) 生ごみの4Rの推進                      ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に生ごみが約37%含まれており、売れ残り食品も含まれていたことから、食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく取り組みを周知していきます。</p>	<p>① 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の会員として、忘新年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施します。</p>
	<p>(2) 古紙のリサイクルの推進                      ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙が約7%含まれていたことから、資源化物として処分してもらえる資源化事業者の紹介や搬入拠点の整備を行うなど、事業活動に伴い排出される古紙のリサイクルを計画的に進めます。</p>	<p>① 事業者及び庁内から発生する古紙のリサイクルについて周知を行います。庁内から発生する機密文書に準じた処理が必要な古紙については、機密を保持したまま再生処理が可能な契約事業者へ引き渡しを行います。</p>
	<p>(3) 多量排出事業者への減量指導                      「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、一般廃棄物減量等計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を求めるとともに、研修会等の開催や立入指導を定期的実施します。</p>	<p>① 多量排出事業者に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、減量等の取り組みの実施状況の確認や指導のために、立入調査を実施します。</p>

<基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
安全で安定的なごみの収集・処理	(1) ごみ処理の広域化の推進 ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクル施設組合で選別・圧縮梱包を引き続き行います。また、可燃ごみについては、令和7年度の稼働を目指し、京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。	① 京田辺市及び枚方京田辺環境施設組合と連携し、可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。
	(2) ごみ処理施設の安全で安定的な稼働 穂谷川清掃工場第3プラントについて、令和7年度まで安定稼働ができるよう必要な補修工事を実施するとともに、東部清掃工場の長寿命化を図るため、「東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画」に基づく基幹改良工事などを計画的に実施します。	① 令和4年度の「循環型社会形成推進交付金」の申請を行い、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良事業を第一期工事として計画的に実施します。なお、令和4年度は同計画どおり、灰溶融炉の停止を行います。
安全で安定的なごみの収集・処理	(5) 災害時に対応できるごみ処理体制の構築 災害廃棄物処理計画に基づき災害時に備えたごみ処理体制の検討を行います。また、緊急時も含めたごみ処理に係る周辺自治体との応援体制も引き続き整備します。	① 災害廃棄物に関する国・大阪府のブロック会議への出席、及び研修・訓練等への参加を通じて災害時の連携・連絡体制の確認・情報収集を行う。また、策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地の調査・整理を行うなど発災前の平時の対応に取り組みます。

<基本方向4 環境に配慮したまちづくり>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
環境負荷の低減	(1) 環境負荷の低減 焼却余熱による発電や施設の省エネルギー化を進め、エネルギーの有効活用を行うとともに、灰溶融炉を停止することにより、エネルギー使用量の削減を図ります。 また、温室効果ガスの排出抑制のため、地球温暖化につながるプラスチックごみの焼却量の削減を図るとともに、ごみの減量等によるごみ収集車の燃料使用量の抑制を図るとともに、低公害車等の導入により、環境負荷の低減に努めます。	① 清掃工場の焼却余熱による発電を行います。 ② 省エネ効果の高い設備への随時更新を行います。また、灰溶融炉の停止を行うことで、温室効果ガスの排出量を削減します。 ③ ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別排出の徹底を図り、プラスチックごみの焼却量を削減します。
まち美化・不法投棄対策の推進	(1) まち美化の推進 「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」などに基づき、ポイ捨て防止キャンペーンや路上喫煙防止、アダプトプログラム	① 「ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づく取り組みとして、「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」の参加者を募集し、ポイ捨て・置き去りごみゼロに向けた取り組みを進めます。

	などの取り組みを推進します。	② アダプト団体との連携や、クリーンリバーの実施・参加団体の拡大により、参加者をはじめ、広く市民に、ポイ捨て防止の啓発を行います。
--	----------------	---

### 3. 市民・事業者の責務等

#### (1) 市民

- 市民は、廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、または生活の中で発生した廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

#### (2) 事業者

- 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自己評価し、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。
- 事業者は、自らの排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、収集・運搬は市の許可した収集・運搬業者等に、中間処理・最終処分については市の施設又は民間の一般廃棄物処理業者等により、適正に処理しなければならない。

### 4. 収集・運搬計画

#### (1) 家庭系ごみ

##### ① 市による収集・運搬

##### ア 概要

種類		収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
一般ごみ		市(直営・委託)	週2回	ステーション収集	55,408 t	穂谷川清掃工場 東部清掃工場
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	市(委託)	週1回		5,711 t	北河内4市リサイクルプラザ
	古紙	市(委託)	月2回		900 t	民間処理施設

	空き缶、びん・ガラス類	市（直営）	月2回		2,996 t	穂谷川清掃工場
	使用済小型家電	市（直営）	随時	拠点回収	13 t	
	水銀使用廃製品	市（直営）	随時	拠点回収	—	
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	市（直営・委託）	申し込みの際に指定した水曜日	戸別収集	7,863 t	東部清掃工場
	臨時ごみ		申し込みの際に指定した日			

- ※1 大型ごみとは、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則（以下「規則」という。）第5条の2に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、規則第5条の2に掲げるもの以外をいう。
- ※2 臨時ごみとは粗ごみ・大型ごみについて、同月中において2回目以降の申し込みをする場合、または1度に7点以上排出する場合をいう。
- ※3 粗大ごみには、廃棄物処理法第6条の3に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）の廃スプリングマットレス2,605台を含む。
- ※4 市内における自治会等の地域清掃によるごみ及び不法投棄物は、収集・運搬を市が行う。
- ※5 収集・運搬を行う委託事業者については別表1のとおりとする。
- ※6 古紙の行政分別回収については、令和元年6月より開始。

イ 収集・排出方法

(ア) 収集回数

種 類		回 数
一般ごみ		市域を2ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週2回の指定曜日を定めて収集する。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	市域を5ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週1回の指定曜日を定めて収集する。
	古紙	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	空き缶、びん・ガラス類	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	使用済小型家電	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
	水銀使用廃製品	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	申し込みにより収集する。ただし、粗ごみと大型ごみそれぞれの区分ごとに1世帯、月1回6点までに限る。
	臨時ごみ	申し込みにより収集する。申し込み回数や収集回数の制限を設けない。

※1 地域清掃ごみは、登録団体が実施後、随時収集する。また、不法投棄物は随時回収する。

(イ) 収集方法

種 類		収集方法
一般ごみ		ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスやロータリードラムによる収集とする。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。
	古紙	
	空き缶、びん・ガラス類	
	使用済小型家電	拠点回収（専用の回収ボックスは20箇所）
	水銀使用廃製品	拠点回収（専用の回収ボックスは25箇所）
粗大ごみ	粗ごみ	戸別無料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。
	大型ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として



		受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。) 手数料は、枚方市証紙にて徴収する。
	臨時ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、受付の際に収集日（午前または午後）を指定。）。なお、立会いを必要とする。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。

- ※1 一般ごみ及び資源ごみのごみ出しが困難な一人暮らしの要介護の高齢者や重度の障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先で収集する「ふれあいサポート収集」を実施する。なお、収集については、申し込み後に面談を行い、可否を決定する。また、大型ごみを玄関先まで持ち出すことが困難な場合には、「ふれあいサポート収集」の利用者及び「大型ごみ持ち出しサポート収集」の対象世帯に限り、室内からの持出しを実施する。
- ※2 地域清掃ごみは登録団体等が指定した場所で収集する。また、不法投棄物は不法投棄された場所で回収する。
- ※3 枚方市証紙は枚方市証紙売りさばき人（市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等。一部、取り扱いしていない販売店もある。）及び枚方市役所、各支所、枚方市駅市民室サービスセンター並びに穂谷川清掃工場において販売する。
- ※4 別表2に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とする。
- ※5 引越荷物運送業者が転居廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法施行規則第2条第10項による所定の場所において、市または一般廃棄物収集運搬許可業者に引渡すこととし、運搬は引渡しを受けた者を主体とする。
- ※6 別表3に記載する市が処理しないごみの収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

#### (ウ) 排出方法

ごみを排出する場合、別表2のとおり適正に排出することとする。

### ② 市民による搬入（持込みごみ）

#### ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
粗大ごみ	市民	456 t	穂谷川清掃工場

#### イ 搬入方法

家庭から排出する粗大ごみについては、別表2のとおり穂谷川清掃工場に市民が直接搬入することができる。粗大ごみを搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。



ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午後1時～午後3時30分

③ 再生資源集団回収

ア 概要

種 類	見込み量	搬入先
新聞紙、雑誌等、段ボール、古布、アルミ缶、牛乳パック、紙製容器包装	11,791 t	民間処理施設

イ 排出方法

自治会や子ども会などの登録団体が主体となって、資源回収業者と契約を締結し、古紙や古布などの資源物の回収を行う。

ウ 報償金

自治会や子ども会などの登録団体に対し、古紙や古布などの回収量に応じて、「再生資源集団回収報償金交付要綱」に基づき、1kgにつき4円の報償金を交付する。

④ その他危険物の回収

ア 概要

水銀の内含有量が多く、回収ボックスでは安全性が確保できない水銀使用体温計・血圧計等や爆発、火災発生等の危険性が伴う中身入りスプレー缶・ライター類を回収する。

イ 回収拠点

穂谷川清掃工場・東部清掃工場

※ 公共施設への出張回収(年間10回・午前10時から正午)も実施する。

(2) 事業系ごみ

① 収集・運搬

ア 概要

種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
可燃ごみ	一般廃棄物収集	業者との 契約による	業者との 契約による	28,544 t	東部清掃工場
粗大ごみ	運搬許可業者			325 t	
実験動物の死体及び 処理用マット等	一般廃棄物収集 運搬許可業者			3 t	民間処理施設
木くず	一般廃棄物収集			1,805 t	民間処理施設

(剪定枝、刈草等)	運搬許可業者、一				
動植物性残渣 (魚あら、揚げかす)	般廃棄物再生利 用業指定業者等			188 t	民間処理施設

- ※1 事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理する場合は、その処理が完結(埋立処分または売却可能な状態への製品化)するまで責任を負うものとする。
- ※2 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者については別表1のとおりとする。
- ※3 市の処理施設への搬入は、別表1 2市民・事業者が委託する事業者「(1)一般廃棄物収集運搬許可業者」の表中、一般廃棄物の項に掲げる8社に限りこれを認める。
- ※4 可燃ごみには再生利用できない剪定枝や刈草等を含む。
- ※5 市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結(埋立処分又は売却可能な状態への製品化)するまでを委託するものとし、処理後の可燃残渣等は、市の処理施設へ搬入することはできない。
- ※6 実験動物の死体・糞及びマットについてその収集及び運搬は、廃棄物処理法第6条に基づき、同法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者(2社)により、収集運搬を行うものとする。

#### イ 排出方法

事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入れて出さなければならない。なお、その際には、産業廃棄物を混入させてはならない。

#### ウ 搬入時間

一般廃棄物収集運搬許可業者が市処理施設へ搬入できる時間帯等は次のとおりとする。

搬入先	搬入できる時間帯
東部清掃工場	平日 午前5時～午前11時30分 午後1時～午後4時
	土曜日 午前5時～午前11時30分
	日曜日 午前5時～午前9時30分

### (3) 動物の死体

#### ① 収集・運搬

##### ア 概要

種類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市(直営・委託)	1,336匹	穂谷川清掃工場

- ※1 本市域内の公の道路から出る所有者不明の動物の死体(犬、猫、その他の小動物)について、当該公の道路の管理者等は穂谷川清掃工場に搬入することができる。

イ 収集方法

種 類	収集方法
動物の死体	戸別有料収集（動物の死体は粗大ごみ予約センターにて受付し、月曜日から金曜日の午後4時までの申し込み受付分については当日中に収集する。それ以降の受付分は翌日の午前中に収集する。ただし、金曜日の午後4時以降の受付分は翌週の月曜日の午前中に収集する。）。

② 市民による搬入

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市民	560 匹	穂谷川清掃工場

イ 搬入方法

穂谷川清掃工場に市民が直接搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午前9時～午後5時

5. 中間処理計画

(1) 概要

種 類	処理方法	処理施設	見込み量	
家庭系一般ごみ 事業系可燃ごみ	焼却処理	穂谷川清掃工場 東部清掃工場	90,167 t	
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルートで再資源化	北河内4市リサイクルプラザ	5,711 t
	古紙（行政分別回収）	粉碎・選別を行い、グループ工場でペール状に加工・圧縮	民間処理施設	905 t
	空き缶、びん・ガラス類	一般廃棄物中間処理業者において選別し、再資源化を行い、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	民間処理施設	2,996 t
	使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による再資源化	民間処理施設	108 t

	水銀使用廃製品	民間業者において再資源化	民間処理施設	—
	再生資源集団回収 (古紙・古布等)	回収業者において再資源化	民間処理施設	11,791 t
家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ		破碎・選別後、金属類は再資源化、 可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	東部清掃工場	8,325 t
実験動物の死体及び処理用 マット等		一般廃棄物中間処理業者において 処理	民間処理施設	3 t
木くず (剪定枝、刈草等)		一般廃棄物再生利用業者において 処理	民間処理施設	1,805 t
動植物性残渣 (魚あら、揚げかす、調理 くず)			民間処理施設	188 t
動物の死体		焼却処理	穂谷川清掃工場	1,896 匹

※ 1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

※ 2 使用済小型家電について、近隣市と再資源化共同処理を実施。

※ 3 水銀使用廃製品のうち、蛍光管については、穂谷川清掃工場において破碎を行い、民間業者において再資源化を行う。

## (2) 中間処理に使用する施設への搬入量

中間処理に使用する施設への区分別の搬入量は、次のとおりとする。

区 分	見込み量
市 (直営)	23,456 t
市 (委託)	49,423 t
一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者	30,866 t
直接搬入	794 t

## (3) 中間処理に使用する市関係施設の概要

中間処理に使用する市関係施設は、次のとおりとする。ただし、中間処理に使用する市関係施設以外の処理事業者は別表 1 のとおりとする。

### ① 焼却施設

施設名	穂谷川清掃工場	
所在地	枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<動物焼却炉> バッチ式焼却炉
処理能力	200 t/日 × 1 基	50kg/h × 1 基

施設名	東部清掃工場	
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<溶融炉> 燃料式灰溶融炉 ※令和4年度末 停止予定
処理能力	120 t/日×2基	24 t/日×2基 (交互運転)

## ② 資源化施設

施設名	北河内4市リサイクルプラザ (一部事務組合：北河内4市リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
処理方式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	53 t/日 (11時間稼働)

## ③ 破碎施設

施設名	東部清掃工場
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地
型式	低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機
処理能力	39 t/5時間

## 6. 最終処分計画

### (1) 残渣の量及び処分方法

種類	処理方法	処理施設	見込み量
焼却灰、溶融スラグ 不燃残渣 (破碎処理後)	大阪湾広域臨海環境整備センター で埋立処分	大阪湾広域臨海環 境整備センター	10,257 t
溶融飛灰	山元還元による資源化	民間処理施設	540 t

※1 残渣発生量のうち、溶融スラグ等の有効利用可能なものについては資源化を推進する。

※2 溶融飛灰については、別表1に記載する事業者において資源化する。

### (2) 資源化処理に使用する市関係施設の概要

施設名	穂谷川清掃工場 スtockヤード及び旧粗大ごみ置場	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
対象物	溶融スラグ	空き缶、びん・ガラス類
建物面積	648m <sup>2</sup>	570m <sup>2</sup>

## 7. リサイクル制度等への対応

### (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。新聞紙、雑誌、段ボール等の古紙や古布については再生資源集団回収による再資源化を推進する。

### (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

法の対象であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目については、製造事業者等により再資源化処理を行う。

### (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者により再資源化処理を行う。市では、専用ボックスでの拠点回収や清掃工場での粗大ごみからのピックアップ回収を行う。

### (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

パーソナルコンピュータ及び小型二次電池（小型充電式電池）については、法に基づく製造事業者等による自主回収を行うことで再資源化処理を行う。

### (5) 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者等による回収を行うことにより再資源化処理を行う。

## 8. 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、または適正な処理が困難であるために市が処理しないごみは別表3のとおりとする。収集・運搬、処理、処分については、販売店や製造元等に相談すること。

別表1 収集・運搬及び処理する事業者

1. 市が委託する事業者

(1) 収集・運搬委託

種類		事業者	本社所在地
一般ごみ・粗大ごみ・		ガイア・都市クリエイト共同企業体	枚方市春日野1丁目1-39
		コスミック・アーバンキープ共同企業体	枚方市春日西町2丁目1-7
		枚方ネットウルビーノ・住吉エコサポート共同企業体	枚方市出屋敷西町1丁目25-10
一般ごみ・粗大ごみ・動物の死体		クリーンズ・デルピス共同企業体	枚方市町楠葉1丁目3番地の18
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	株式会社スリーエフコーポレーション	寝屋川市太秦桜が丘34番15号
	古紙	信和商事株式会社	京都府八幡市八幡久保田1番地

(2) 処理、処分委託

種類		事業者	処理場所在地
家庭系ごみ	空き缶、びん・ガラス類	有限会社徳山産業	高槻市北大樋町45番1号
	使用済小型家電	大栄環境株式会社	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8
	水銀使用廃製品	野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
	古紙	信和商事株式会社	京都府八幡市八幡久保田1番地
焼却灰、溶融スラグ、不燃残渣（破碎処理後）	大阪湾広域臨海環境整備センター	(搬入施設) 堺基地 堺市西区築港新町4丁4番 (処分場) 大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先	
溶融飛灰	三菱マテリアル株式会社直島製錬所	香川県香川郡直島町4049-1	

2. 市民・事業者が委託する事業者

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者

種類	事業者	本社所在地
一般廃棄物	株式会社アーバンキープ	枚方市春日野2丁目2-1
	ガイア株式会社	枚方市春日野1丁目1-39
	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉1丁目3-18
	株式会社コスミック	枚方市春日西町2丁目1-7
	住吉エコサポート株式会社	大阪市住吉区长居3丁目13-15
	デルピス株式会社	枚方市堂山1丁目25-11

一般廃棄物

	都市クリエイト株式会社	高槻市上田辺町 19-8
	枚方ネットウルビーノ株式会社	枚方市出屋敷西町 1 丁目 25-10
一般廃棄物 (実験動物の死体及び 処理用マット等に限る)	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2
	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者

種 類		事業者	本社所在地
資源ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間 698
		株式会社前田造園	枚方市養父丘 1 丁目 2-26
	動植物性残渣 (魚あら)	有限会社山田肥料商事	東大阪市柏田本町 3-28
		有限会社浪速商会	大阪市生野区鶴橋 3 丁目 1-44
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野 5 丁目 4-22

※ 魚あらの搬出先は、食品リサイクル法に基づき国の登録を受けた大阪府内の再生利用事業者に限る。



(3) 処理、処分業者

種 類		事業者	処理場所在地
事業系 ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間 1197
		株式会社前田造園	交野市青山 2 丁目 2647-1
		木材開発株式会社	京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2
	動植物性残渣 (魚あら)	小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社	岸和田市臨海町 16 番 1
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野 5 丁目 4-22
	動植物性残渣 (調理くず) ※魚あらを除く	京都有機質資源株式会社	京都府長岡京市神足落述 1 番地
	実験動物の死体及 び処理用マット等	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2
株式会社美濃ラボ		岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	



別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台所ごみ (料理くず・残飯・茶殻・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油等)</li> <li>○リサイクルに適さない紙類、布くず</li> <li>○その他小型可燃物 (スポンジ・靴・鞆・カセットテープ・CD等)</li> <li>○紙おむつ等</li> <li>○プラスチック製のライター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集日の午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・ごみ袋は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。</li> <li>・草花・落葉は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭系一般ごみとして収集する。</li> <li>・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。</li> <li>・古紙、古布類等は、なるべく地域の集団回収に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭系一般ごみと一緒にして、標準排出量(※)の範囲内で出すこと。  <small>※標準排出量とは、家庭系一般ごみを排出する場合で、一回の収集日に一世帯につき無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋で1袋分(重量は5キログラム以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2袋分まで出せるものとする。</small></li> <li>・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着または、固化剤等で固化させ、袋に入れて出すこと。</li> <li>・台所ごみは、よく水切りをしたうえで出すこと。</li> <li>・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて二重で出すこと。</li> <li>・プラスチック製ライターは中身を使い切り、着火用の石が発火しないようにするため1日ほど水に浸してから出すこと。</li> <li>・家庭系一般ごみ以外のものを混入させないこと。</li> </ul>

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
資源ごみ (ペットボトル・プラスチック製容器包装)	<p>○ペットボトル（飲料用等）</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <p>○プラスチック製容器包装</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトル類 (食用油・ドレッシング・飲料・洗剤・化粧品等の容器)</li> <li>・カップ・パック類 (カップ麺・ゼリー等のカップ、卵・果物等のパック、菓・日用品等のケース、コンビニ弁当・納豆等の容器)</li> <li>・トレイ（皿型容器）類 (惣菜・生鮮食品等のトレイ、菓子・カレーうどん等の仕切りトレイ)</li> <li>・袋、ラップ類 (パン・菓子等の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋、レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品等の袋、詰替用洗剤の袋)</li> <li>・チューブ類 (マヨネーズ・はみがき等のチューブ)</li> <li>・その他のプラスチック類 (果物・家電製品等を保護する発泡スチロールやシート等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのあるプラスチック製容器は、なるべく販売店に出すこと。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか、軽く洗って出すこと。(チューブ類は中身を使い切ってから出すこと)</li> <li>・キャップやふた・ラベルは取り外して出すこと。(金属製のものは空き缶、びん・ガラス類の日に出すこと)</li> <li>・プラスチック製容器包装以外のごみを混入させないこと。</li> </ul>
資源ごみ (古紙)	古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・雑がみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集日は空き缶、びん・ガラス類と同じ日に午前8時45分までに出すこと。</li> <li>・回収場所は空き缶、びん・ガラス類と同じ場所に出すこと。</li> <li>・ひもくりもしくは紙袋に入れて出すこと。</li> </ul>
資源ごみ (空き缶、びん・ガラス類)	<p>○空き缶 (飲料、ペットフード、菓子、食用油等の一斗缶よりも小さいスチール又はアルミの空き缶)</p> <p>○びん・ガラス類 (飲料・調味料等のびん、ガラスコップ、化粧びん、板ガラス、耐熱ガラス等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売店に返却すること。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。</li> <li>・スプレー缶、カセットコンロのガス缶等は必ず使い切ってから出すこと。</li> <li>・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと)</li> <li>・割れたびん等は「ワレモノ」「ケケン」のように危険であることを表示して出すこと。</li> <li>・空き缶、びん・ガラス以外のものを混入させないこと。</li> </ul>

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
資源ごみ (使用済小型家電)	<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第1条第2項に規定する小型電子機器等で、同法施行令第1条第1項に掲げる電気機械器具28品目及びその附属品のうち、回収ボックスの投入口(20cm×30cm)に入る大きさのもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話機、ファクシミリ装置</li> <li>・携帯電話端末</li> <li>・ラジオ受信機</li> <li>・デジタルカメラ、DVDレコーダー</li> <li>・デジタルオーディオプレーヤー</li> <li>・パソコン</li> <li>・磁気ディスク装置</li> <li>・電子書籍端末</li> <li>・ヘアドライヤー</li> <li>・電子時計、電気時計</li> <li>・ゲーム機</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設又は協力店舗に設置する回収ボックスへ営業時間内に搬入すること。</li> <li>・個人情報、排出者が事前に消去しておくこと。</li> <li>・電池や蛍光灯などは事前に取り外しておくこと。</li> <li>・家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)などの使用済小型電子家電以外のものは回収ボックスに入れないこと。</li> <li>・デスクトップパソコンなど回収ボックスに入らないパソコンはメーカー又はパソコン3R推進協会に問い合わせること。</li> </ul>
資源ごみ (水銀使用廃製品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蛍光管(直管型、環型、電球型)</li> <li>○電池類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池(円筒形・角型)</li> <li>・ボタン電池</li> </ul> </li> <li>○水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設又は協力店舗に設置する回収ボックスへ営業時間内に搬入すること。なお、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計については、穂谷川清掃工場又は東部清掃工場の回収窓口に持参すること。</li> <li>・蛍光管のうち、LEDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球、割れた蛍光管は粗ごみとして出すこと。</li> <li>・蛍光管は破損防止のため、なるべく紙筒、紙箱にいれたまま回収ボックスに入れること。</li> <li>・ボタン電池は、ショートしないように両端をセロテープで覆って出すこと。</li> </ul>

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
粗ごみ	<p>電気スタンド・ラジカセ等の家庭電器製品、なべ・せともの等の台所用品、座椅子・布団等の家具・寝具用品、衣装ケース等のプラスチック製品類（但し、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入らないもの及び1メートルを超えないものに限る）、植木を剪定したもの（業者が剪定した場合を除く）など規則第5条の2に掲げるもの以外のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・粗ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前8時45分までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。</li> <li>・ごみには1点ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載した紙を貼付すること。</li> <li>・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブ等は着火用電池を取り除いて出すこと。</li> <li>・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。</li> <li>・粗ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul> <p>粗ごみの認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ごみ袋（無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること）1袋分を1点とする。</li> <li>ii 縦・横・高さの合計が1.3メートル以内の段ボール箱に入ったもの1箱を1点とする。（大型ごみとして指定するものを除く）</li> <li>iii 長さ1メートル未満のもの数点を1.5メートル以下のひもでくくったものを1点とする。</li> <li>iv 上記i～iiiによらずに単品で排出された粗ごみは、全て1品をもって1点とする。</li> <li>v 大型ごみ（指定品目以外）を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記i～iiiによって出すときは粗ごみとして取り扱う。</li> </ul>
大型ごみ	<p>家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電気製品、たんす・机などの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、規則第5条の2に掲げるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・大型ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前8時45分までに自宅前道路際又は指定の所に出すこと。</li> <li>・ごみには品目ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・大型ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、大型ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul>

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
臨時ごみ	引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を超えるごみ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・臨時ごみは、収集時に立会いを必要とする。</li> <li>・午前の収集の場合は当日の午前8時45分まで、午後の収集の場合は午後1時まで、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・枚方市証紙には、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載すること。</li> <li>・枚方市証紙は、大型ごみの品目ごとに、粗ごみと基本手数料分はわかりやすいところに貼付すること。</li> <li>・市の排出ルールに基づいて出せない場合は枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を相談すること。</li> </ul>
動物の死体	犬・猫・その他小動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の死体は、箱・袋等に入れること。</li> <li>・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。</li> <li>・ペットの収集を依頼した場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・動物の死体を直接清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> </ul>
在宅医療に伴うごみ	自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針等の鋭利なものや血液が付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として、在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。</li> <li>・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去して、分別区分に従い出すこと。</li> </ul>

※1 臨時ごみ及び持込ごみにおける排出量の制限について次のとおりとする。

- ① 「トタン・波板」は1回につき40枚まで
- ② 「畳」は1回につき10枚まで
- ③ 「建具」は1回につき10枚まで
- ④ 自転車は1回につき20台まで
- ⑤ 植木の枝、草花、落葉は1回につき100袋（くくり）まで

### 別表3 市が処理しないごみ等

#### 1. 市に処理責任のないごみ

- ・産業廃棄物

#### 2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの

- ・自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等）
- ・原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品
- ・消火器
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・パーソナルコンピュータ（取り替えた部品等は除く）  
※市においても使用済小型家電を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。
- ・小型二次電池（小型充電式電池）
- ・ボタン電池（アルカリボタン電池・酸化銀電池・空気（亜鉛）電池）

#### 3. 収集・運搬、破砕又は焼却が困難であるもの

- ・ペンキ・薬剤
- ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
- ・汚泥
- ・ピアノ
- ・耕運機・農業用機械類
- ・カーポート
- ・発電機(充電器)
- ・エンジン・モーター付き機械類
- ・コンプレッサー
- ・シャッター
- ・脚立・はしご(2メートル以上のもの)
- ・耐火金庫
- ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
- ・浴槽
- ・便器
- ・金属製ベッド
- ・ソーラー給湯器・電気温水器
- ・ドラム缶
- ・ボウリング球
- ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く)
- ・鉄柱・鉄板・鉄材・鋼材類、ワイヤーロープ
- ・鉄アレイ・ダンベル・バーベル
- ・リヤカー
- ・木材（長さが1メートル以上のもの、直径・厚さが10センチメートル以上のもの、板状で厚さが5センチメートル以上且つ幅が30センチメートル以上のもの）
- ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等

#### 4. その他

- ・仏壇（原形がわからないように解体された場合を除く。）
- ・その他1～3に類するもの

## 第3部 生活排水編

### 1. 一般廃棄物（生活排水）の処理計画量

本市で発生する一般廃棄物（生活排水）のうち、公共下水道によらず汲み取りによって処理するし尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）を本計画の対象とする。

本市における生活排水処理形態別人口及び種類は次の通りである。

区分	人口(人)	種類
1. 水洗化・生活雑排水処理人口		
合併処理浄化槽	14,042	生活排水（し尿・生活雑排水）
公共下水道	376,208	生活排水（し尿・生活雑排水）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口		
単独処理浄化槽	4,681	し尿
3. 非水洗化人口		
し尿	1,420	し尿

### 2. 主な取り組み

枚方市一般廃棄物処理基本計画に掲げられる生活排水に係る施策に基づき次のとおり取り組むものとする。

施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
公共下水道の整備 （1）公共下水道の整備の推進  （2）公共下水道整備計画区域内における生活排水処理	①下水道事業計画に基づき整備を行い、公共下水道の普及促進を図るとともに、下水道施設の耐震対策の方針に基づき、施設の重要度に応じた整備を進めます。  ②長寿命化に向けた取り組みを進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。  ③公共下水道が整備された区域の未接続家庭等について、文書の送付や水洗化指導を行い、未接続家屋の解消に努めます。
し尿及び浄化槽汚泥等の処理 （1）し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬	①本市が行う収集業務については、今後の適正な生活排水処理の進捗や災害時の対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。  ②公共下水道への接続啓発を行い、公共下水道整備区域内における未接続世帯の点在化の縮減に努めます。

施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
（２）し尿及び浄化槽汚泥等の処理	③し尿及び浄化槽汚泥等の処理は、希釈放流センターにおいて、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥等からごみなどを除去した汚水を、地下水を用いて希釈した後に、公共下水道に放流しています。その処理工程から発生するし渣は、本市清掃工場で焼却します。
浄化槽の適正な維持管理の推進	①浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく清掃と保守点検に加え、法定検査の受検などの指導・啓発を推進します。
市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進	①広報「ひらかた」に掲載するほか、生活排水に係る関係課と連携を図り、啓発パンフレットの配布や水環境学習会の開催等による啓発活動を行います。
災害時の対応	①処理施設の状況を踏まえ、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。

### 3. 処理形態

本市で発生するし尿及び汚泥等の処理主体は以下のとおりとする。

	区域	人口（人）	処理主体		備考
			収集・運搬	中間処理	
し尿	市内全域	1,420	枚方市、許可業者	枚方市	
浄化槽汚泥	市内全域	18,723	許可業者	枚方市	
ディスポーザ汚泥	市内全域		許可業者	枚方市	
ビルピット汚泥	市内全域		許可業者	枚方市	

（注）ディスポーザ汚泥とは、ディスポーザ排水処理システムから生じた汚泥をいう。

（注）ビルピット汚泥とは、建築物の排水槽のし尿を含む汚泥をいう。

（注）許可業者：一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業に関する本市の許可を受けた8社をいう。

（注）し尿：家庭から生じたし尿（枚方市収集・運搬）及び事業系し尿（許可業者収集・運搬）をいう。



#### 4. 収集運搬計画

汲み取ったし尿等は、希釈放流センターへ搬入する。なお、一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可等に関する方針は次に掲げる方針に定める。

##### ・枚方市における一般廃棄物収集運搬業の許可方針

区分	収集・運搬形態	収集回数	収集量 (kL/年)	搬入先
合併処理浄化槽	許可	1回以上/年	8,989	希釈放流センター
単独処理浄化槽				
ディスポーザ汚泥	随時			
ビルピット汚泥	随時			
し尿	直営	21日に1回又は随時	1,907	
	許可			

#### 5. 中間処理計画

希釈放流センターに搬入されたし尿等は、し渣等を除去した後、井戸水で適切な水質に希釈し、公共下水道を経て終末下水道処理施設で処理を行う。

##### ・施設の概要

施設名	希釈放流センター（下水道前処理施設）
所在地	枚方市出口2丁目30番1号
処理方式	希釈放流方式
施設規模	60kL/日
受入時間（許可業者）	平日 午前9時から正午12時まで、午後1時から午後4時15分まで

希釈放流センターで発生するし渣は、枚方市東部清掃工場にて可燃ごみとして焼却する。

#### 6. 最終処分計画

該当なし

別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

業者名	所在地
(株) 交野興業	枚方市東香里南町 2-10
(株) 金澤メルビック	守口市西郷通 1 丁目 2-6
関西浄化 (株)	寝屋川市高宮栄町 1-1-106
北口建設工業 (株)	寝屋川市新家 1 丁目 8-7
(株) 郡幸工業所	寝屋川市郡元町 5-3
ミザック (株)	大阪市北区堂島浜 2 丁目 4 番 16 号 アクア堂島 NBF タワー17 階
(株) 三ツ川工業所	大東市御領 3 丁目 1-11
睦工業 (株)	大阪市中央区内平野町 3 丁目 1-7